
論 説

ラント平和とフェーメ

——1371年カール四世「平和法」を中心に——

若曾根 健 治

- 1 はじめに
- 2 1371年平和法前夜について
- 3 平和法の内容をめぐって
- 4 平和法以後について
- 5 おわりに

1 はじめに

フェーメがいまの基準でいって民事訴訟をあつかう最初は、ドルトムントの一例でみれば13世紀中葉である⁽¹⁾。他方刑事訴訟となるのも一般に13世紀以降といわれる。ただし明瞭に関係の史料が出てくるのは14世紀だ⁽²⁾。この14世紀も半ばを過ぎた頃1371年にヴェストファーレンに或る現象が知られる。ラント平和とフェーメの出会いである。

ラント平和もフェーメ (*veme*, *Veme*; *feym*, *Feme*) も各各長い歴史をもった。中世ドイツ史全体からいえばフェーメに比べ、ラント平和運動はより古い経歴にあったが、ことヴェストファーレンについてみれば、都市同盟時代を含め、両者はほぼ同じ長さの歴史を背負ってきた。こうした中で互いに遭遇することなく、各個の途を歩んできた。

ところが、双方が出会うに至る。1371年聖カタリーナ祭の日（11月25日）カール四世（1346年ドイツ王1355年ローマ皇帝）はベーメン王家治下の辺境伯領ラウジッツ、ブーディッシン（Budissin）から或る証書を発する⁽³⁾。ブーディッシンはスラブ由来の古い城塞地であった⁽⁴⁾。カール四世没（1378）時代のドイツをあらわす歴史地図には「ラント・ブーディッシン」と記載され、都市ではないようだ。ラントの中心はバウツェン市⁽⁵⁾。ここを含むオーバーラウジッツも（しかも、カール四世をとおし）フェーメと関係があった⁽⁶⁾。ところで、その証書とは研究史上カール四世1371年の「ヴェストファーレン・ラント平和令」・「皇帝ラント平和令」・「ラント平和法」など様々に称ばれてきたもの⁽⁷⁾。証書自体にはたんに「法（recht）」とある⁽⁸⁾。従って本来ならカール四世1371年の「法」と称ぶのがよいが、若干内容をとって「平和法」と称ぼう。そこにみえる、〈フェーデの通告と実行との間に3日の猶予をおくべし〉の条は、すでに古く「放火犯にたいする平和令」（1186）以来の伝統でもあった⁽⁹⁾から。ただ、ときには1371年「法」と称ぶこともある。

ここに、ラント平和史上初めて「フェーメ」がみえる。稀有な事例である。平和法に違背する者は「（違背）行為の後、即座に、帝国の、かつ、行為の起きたラントの、アハトとフェーメに処（achte, veme tun）せられるべし」⁽¹⁰⁾と。

本稿の目的は「法」証書のフェーメの意義を、前後期のラント平和のありようを含め追跡することにある。1371年「法」はフェーメを絡み込ませ、かつ帝国の広い領域に効力を及ぼすに至る。この意味で、ヴェストファーレン・ラント平和史上「第2期」⁽¹¹⁾の幕明けを示すものといわれる。そこにみいだされる「ラント平和とフェーメ」の問題は古来注目を浴び、論著者には枚挙にいとまがないほどだ。ごく一例でいえば、コップ（1794）⁽¹²⁾、ヴィーガント（1825）⁽¹³⁾ら以来、近時はヴルム（1991）⁽¹⁴⁾、シューベルト（2002）⁽¹⁵⁾などに及ぶ。この間、かのリンドナーは、本平和法によって初めて「フライゲリヒト」は「ラント平和裁判所」としての任務を帯びるに至った、と語った⁽¹⁶⁾。なお一般に、刑事裁判の性格を担うに至るフライゲリヒトが、フェーメ裁判と称ばれる⁽¹⁷⁾。ただ用語法はさほど厳密ではない。

本稿はもとより諸研究に多くのものを負う。他方、1371年平和法全体を正面から考察する仕事は未だあらわれていない。諸論著の多くは平和法にある「アハトとフェーメ」の言葉に注目するが、これは当然のことだが、証書にみいだされるもの全体との関連において理解されねばならぬ。なのに、これが必ずしも明白とはいえない。第一、テキストの全容が未だ充分にあきらかにされていない。さらに、平和法授与におけるカール四世の（そして官房の）意図はなんであろうか、またラント平和裁判とフェーメ裁判とはどのような関係にあったのであろうか、これらの点についてもさらに考察の必要がある。「平和法」前後期を含め、こうした種種の問題の追究によって、フェーメ史の一断面を考えたい。

2 1371年平和法前夜について

2-1 ヴェストファーレン・ラント平和同盟（1365）について

(1) 1371年平和法の意義をあきらかにするのに、ヴェストファーレンにおける過去のラント平和運動、すなわち諸侯らと都市間の平和同盟をとりあげたい。以下では、直前の事例を中心に、これが「平和法」にどう繋がっていくのかの観点から考える。諸侯らと都市の同盟の皮切りは1298年（7月24日）である⁽¹⁸⁾。最初は都市同盟⁽¹⁹⁾が中心であり、次いでこれに諸侯らが加わりラント平和同盟が結ばれる。結成理由になっていたのはとくに慢性的なフェーデ。これはわれわれの1371年「法」の冒頭にもものべられていた。「大いなる不和（unfride）」（後述）が広がっている、と。フェーデにたいし戦い、ラント平和をめざす諸侯らと都市との同盟——この種の同盟は、国王もさすがに禁止しえぬ⁽²⁰⁾。

「平和法」直前の同盟は1365年3月30日ケルン大司教エンゲルベルト（三世）、ミュンスター司教フローレンツ、マルク伯エンゲルベルト（三世）、ミュンスター・ゾースト・ドルトムントの3市で交わされた（5年間有効）。同盟はマルク伯（マルシャル職）の勢力圏下にあった。大司教をはじめミュンスター司教も同伯家に連なる存在であった⁽²¹⁾。同盟参加者をみるに、第1に、平和法の成立に或る役割を果たす（後述）パーダーボルン司教は名をみせぬ。マルク伯との確執が

論 説

理由であろう。遡って1348年（2月28日）の同盟（〔有効3年〕メンバーは同様。後にアーンスベルク伯が参加）も同断。1352年（〔5年間〕同様の参加者）、1358年（上記聖界諸侯にアーンスベルク伯、リッペのヘルと、ドルトムントを除く2市とが加わる〔4年間有効〕）の同盟⁽²²⁾には、連なっていたが。第2に、1365年の同盟を始め上記南西ヴェストファーレン（リッペ河畔およびその南の地域）の平和同盟にはオスナブリュック司教（1371年平和法証書に名をみせる）が加わっていない。同司教は上記1348年2月28日同盟の20日前ミンデン司教、ラーフェンスベルク伯、ホルシュタイン＝シャウエンベルク伯、ヘアフォルト市、リュベッケ（Lübbecke）市らと同盟（5年間）を交わした⁽²³⁾。平和法の直前1369年（ミカエル祭後の水曜日〔10月4日〕）にも、同司教メルヒオルは、ミンデン司教（ヴェーデキント〔二世〕）・ミンデン市・ホーヤ伯兄弟と平和同盟（2年間）を結んだ⁽²⁴⁾。エムスとヴェーザー間の北東ヴェストファーレンは独自の政治圏・商業圏を作り、大司教に対峙していた⁽²⁵⁾。同司教が1371年「法」の授与にいかほどの関心があったのだろうか、問題が残る。

第3に、1365年の平和同盟は文書上1370年3月で期限がきれる。この頃ケルン大司教座の空位期が終わりに近づいていた。従って過去の同盟例からすれば、新大司教の選出を経た後の1371年に大司教司教らと都市みずからが諮り、再び同盟を結んでよかつたはずである。だがそうはならず1371年「法」の出現となる。従ってこれを従来型の〈ラント平和令・平和同盟〉とみる向きがあったのは、無理もないところ。ただ、それであるなら、なぜ「法」証書に都市の名があがっていないのか。これが問われる。また、皇帝（国王）を引き合いに出すのは、ヴェストファーレンのラント平和事例においてこれまでになかった⁽²⁶⁾経験であり、どうしてこうなったのかも、問われてくるところである。

(2) さて1365年同盟において、とくにとりあげたいのは平和実現のための〈しくみ〉がどうなっていたのか、である。平和法の中ではこれが中心の事項になっていた（後述）関係から。同盟証書の中で「ラントフリーデ（lantvrede）」と称ばれているのが、それにあたる。「ラント平和裁判所・平和法廷」である。ただこう語ると、なにか組織だったもののおもうかも知れぬが、実際は違う。

〈組織〉というよりは、むしろ〈活動〉と捉えるのがよい。ともあれ、召喚に応じる者は裁判所を往来する間、通行安全 (velich)⁽²⁷⁾ を求める権利があった。このところに、平和裁判所の存在が垣間窺える。

ただ裁判所スタッフとくに〈平和裁判所長官 (heubtman)〉⁽²⁸⁾ や裁判手続き (これは後の同盟で補完される [後述]) などについては詳らかでない。同時代ライン左岸、マース河間の諸侯・貴族 (伯)・騎士・都市の間の平和同盟にみいだされる裁判のありようを詳細に論究したシュテルケン女史⁽²⁹⁾ のような研究が出にくない事情の一端は、ここにある。

さて、1365年同盟証書にみいだされるラント平和裁判所の〈活動〉を示しているものとして、次の2箇条が目を惹く。

(i) 同一のヘルの下にいる者の間の争いについて——「[a] 1人の主君の下で臣民の間に争いが生じるときは、当該主君がその権限によって争いに決着をつけるべし。[b] 彼 (主君) にそれ (争いの決着) ができぬとき、彼 (主君) または彼 (主君) の名において平和を誓約する者は、それをラント平和裁判所に (vor den lantvrede) 持ち込むべし。ラント平和裁判所は主君を支援し、相争う臣民を、判決に従わせるべし [第4条]。」⁽³⁰⁾ (ii) 異なるヘルの下にいる者の間の争いについて——「[c] 一方の当事者と他方のそれとが相異なるラントの主君の下にいる臣民の間で争いが起きるとき、訴える者 (kleger) は、相手 (被告) 側 (主君) のアムトマンまたはリヒターによる呼び出しを受けるべし。彼 (アムトマンまたはリヒター) は (平和の) 法に基づき、またラントの慣習に従い、訴える者の裁判にあたるべし。[d] 各主君および都市のアムトロイテ (amptlûde) は、聖遺物に賭け、誓約すべし。訴えの後8日以内に、法に基づき、またラントの慣習に従い、その権限によって、訴える者の裁判にあたること、を [第5条]。」⁽³¹⁾

以上2箇条は (1319年や1338年の同盟証書⁽³²⁾ にはなく) 1348年 (2月28日) の同盟証書に初めて加わり、1352年・1358年に引き継がれてきた。便宜上文章に [a]~[d] の番号を付した。文中「1人の主君の下で臣民の間に争いが生じる [a]」とか「相異なるラントの主君の下にいる臣民の間で争いが起きる [c]」

論 説

云々とあるとき、これは1つの都市の市民間、相異なる都市の市民間、あるいは1人の主君の臣民と1つの都市の市民間にもあてはまるのはいうまでもない。これら主君とか都市は、本ラント平和同盟に加わり「平和の法」 („fredes rechte“) を誓約した者らのことであるのも、疑いない。

とにかく、ここには3つの裁判所がみえた。(a) 主君、都市それぞれの裁判所、(β) 主君と都市それぞれのアムトロイテの裁判所、(γ) ラント平和裁判所、である。これら3裁判所についても、上記ライン左岸、マース河間に関するシュテルケン女史の研究が詳細に述べる⁽³³⁾。これについてヴェストファーレンの同盟諸証書の語るところは少ない。

(3)以下では、1365年の同盟証書と、以前のそれとの主要な異同の点をてがかりにしてラント平和裁判を考えたい。異同ということからいえば、上記 [a] の「(当該主君が) その権限によって (na al syner macht)」とあるのは1348年や1352年の同盟証書では「愛あるいは訴訟によって (mit mine efte mit rechte)」であった。言葉が変わった事情は正確には判らぬが(下述)ともあれ「愛」が裁判の一手段であった(これは多分1365年同盟でも否定されてはいないであろう)ところに平和裁判の性格がよみとれる⁽³⁴⁾。さて、最も注目する異同は [d] にある。ここには、文言上は「ラント平和裁判所」は姿をみせていない。ところが、この [d] は、直前の1358年の(また1348年・1352年の)同盟証書では以下のように([da] と称ぼう)であった。[da]「アムトマンまたはリヒターがこれをおこなわぬときに、訴える者がそれをラント平和裁判所に (vor dem lantvrede) 訴え出るとき、アムトマンまたはリヒターにたいし平和の法に基づき (na vredes rechte) 裁判がなされるべし。これは、8日以内におこなわれねばならぬ。」ここには「ラント平和裁判所」が姿をみせていた⁽³⁵⁾。

そこで(イ) 先ず、[c] と [da] とが組み合わさっていた、1365年以前の同盟証書からラント平和裁判所のありようをみよう。多少敷衍していえば、以下のように考えられる。相異なる主君や都市に所属する者(例えば、マルク伯の家臣とゾースト市民⁽³⁶⁾との)間の争いにおいて、当事者はフェーデ実行の通告をおこなう前に、裁判所に訴えを起こすのを求められていたであろう。そこで、告訴

の提起によって争いの決着を試みる者（原告）は、相手（被告）側の主君（また相手が市民ならばその都市）の裁判所（つまり被告が裁判籍をもつ裁判所）に訴え出なければならない（被告となる者が所属する裁判所に訴えを起こすのが、13世紀以降帝国において訴訟法上の原則であった）⁽³⁷⁾。ところが、アムトマン（またはリヒター）が訴えをとりあげぬ。このとき、原告は（フェーデ通告の実行に移るのでなく）ラント平和裁判所に訴え出なければならない。平和裁判所は、告訴をとりあげなかった（職務不履行の）アムトマンを裁判に付し、8日以内に判決を出すべし、と。

これは、いかなることを意味するのか。アムトマンの行為（不作為）は〈裁判の拒絶（Rechtsverweigerung）〉にあたった⁽³⁸⁾。ラント平和裁判所は、原告の告訴に応じ（被告を出頭させ）ると共に、〈裁判の拒絶〉を犯したアムトマン（またはリヒター）を召喚し、その責を問うことになる⁽³⁹⁾。こうして、平和裁判所は〈裁判の拒絶〉を被った者にとって（上記 [i] の場合を含め）いわゆる〈上訴裁判所〉たるべき地位を担う一〈しくみ〉として設けられた、ということではないか。

次に（ロ）、従来挙がっていた [da] の文章が1365年の同盟証書では [d] の文章に替わり「ラント平和裁判所」の言葉は見えなくなった。これはなぜなのか。平和裁判所はまるきり忘れ去られたのか。判然とせぬが、そうではなからう。ここで2点指摘できる。第1に、上述 [d] にはこうあった。「[d] 各主君および都市のアムトロイテは、聖遺物に賭け、誓約すべし。訴えの後8日以内に…訴える者の裁判にあたること、を」と。ここには、8日以内の裁判がみえる。平和裁判所を述べる [da]（1358年同盟）にも、8日以内の裁判が知られた。ただし、これは召喚を受けたアムトマン、リヒターにたいするものだったが。ともあれ [d] [da] のいずれにおいても「8日以内の裁判」の件が挙がっているということは、一考に値する。

第2に、「[d] 各主君および都市のアムトロイテ」の意味である。これは、だれのことを指すのか。これをみるに、われわれの2箇条（前記 [i] [ii]）の直前の箇条が参照される。ここに似たような言葉がみえる。「各主君および都市は…

論 説

定めおくべし」と。すなわち「上述の各主君および都市は、つねに2名の者を任命し、定めおくべし。本平和（同盟）の期間中は。これら者は次のことを誓約すべし。本文書にあるとおり、平和の法に基づき、平和に関する事件について裁判を実施し（dessen vred to richtene）平和を護り保つこと、を [第3条]。」⁽⁴⁰⁾ これによると計12名（1365年同盟に加わったのは六者 [諸侯ら三・都市三]）が平和裁判にあたる。むろん、12名全部が常に一堂に会し裁判に臨むのではなからう。この点は推測になるが、3名（裁判長と判決人）程度が裁判所（集会）を主催し、これが臨機応変、数個設けられるのではないか。

以上2点から、「[d] 各主君および都市のアムトロイテ」とは、じつはこれら12名の者を指すのではないか、と考えられる。こうみると、[d] もまた「ラント平和裁判所」を前提とした記述となっているものとおもわれる。では、これを前提として [d] は、本来なにを定めるものなのか。それは、当事者が平和裁判において〈裁判の拒絶〉に遭遇する事例ではないか。このときは改めて訴えを「各主君および都市のアムトロイテ」に起こすべし、というものではないか⁽⁴¹⁾。

2-2 フライゲリヒトの授与をめぐる

1371年（11月25日）平和法以前におけるフェーメの問題についても直前の事例を中心にみていこう。この5日前の11月20日（ブーディッシン）カール四世は、フライグラーフシャフトを含む伯領アーンスベルクをケルン大司教フリードリヒに帝国レーエンとして授与する⁽⁴²⁾。同伯ゴットフリート（四世）は相続人を遺さず没する（1371年 [行年75]）が、生前妻アンナ（フォン・クレーフェ）と熟議、文書（1368年8月25日と1369年5月10日）を認め、ケルン教会に伯領の将来を託し教会に伯領を譲渡する⁽⁴³⁾。文書によれば、伯没後同伯領はマルク伯家には決して譲り渡さぬようにとあった。これには経緯があった。およそ1360年代中葉ケルン大司教・マルク伯・アーンスベルク伯は互いにフェーデによって三つ巴の戦いに明け暮れ、ゴットフリート伯はケルン大司教（ヴィルヘルム・フォン・ゲネップ）とも戦うが前述1365年同盟前後の頃は、ケルン大司教の宿敵マルク伯エンゲルベルトとも戦い、アーンスベルク市を攻め陥^{おと}されていた。

伯領アーンズベルクには10個余りのフライグラーフシャフトが所属し、それぞれにフライゲリヒトが設けられていた。1人のフライグラーフがいくつかのフライゲリヒト裁判集会をもち、主宰することもあった。フライゲリヒトの1つアーンズベルク城のほとりに位置したそれは、研究史上アーンズベルクの「主席フライシュトゥール (Hauptfreistuhl)」と称ばれ、後代15世紀にはドルトムントのフライシュトゥールとならんで、顕著な役割を果たすことになる⁽⁴⁴⁾。

多少先走ってしまったが、フライグラーフシャフト (フライゲリヒト) の授与というのはすでに1332年を皮切りにローマ皇帝によっておこなわれてきたもの。この年3月8日 (ニュルンベルク) ルートヴィヒ帝はミンデン司教 (ルートヴィヒ) に「フライヘルツォークトゥームとフライゲリヒト」を帝国レーエンとして授与し、司教のミニステリアーレ、ブルヒャルト・クルーゼをフライグラーフに任命する⁽⁴⁵⁾。司教は6つの場所にフライゲリヒトを設置し、かつ「国王バン (裁判権) の下に、ラント・ヴェストファーレンの法たるフェーメ法に基づき」⁽⁴⁶⁾ フェーメ裁判をおこなう権利を取得する。

同じミンデン司教 (ディートリヒ) には、カール四世も1354年 (1月15日 [フランクフルト]) 2つの場所にフライゲリヒト („vemeding“) を設ける権利を授与した⁽⁴⁷⁾。それより先1349年、1353年には、それぞれコルファイ修道院長、リートベルク (Rietberg) 伯にフライゲリヒトを授与していた⁽⁴⁸⁾。14世紀中葉前後における、フライゲリヒト、フェーメ裁判をめぐる事情は、これに止めたい。

ともかく、1371年「平和法」以前のヴェストファーレンにおいてフライゲリヒト、そしてフェーメ裁判の存在は皇帝カール四世に疾うに周知のものであったし、平和裁判所の存在もあきらかとなっていた。ただ、ラント平和とフェーメとの接触はみいだされなかった。このことを当面確認したかったのである。

3 平和法の内容をめぐって

3-1 平和法テキストとその刊本

さて1371年「法」証書全体の内容のみよう。ただその前に、証書テキストにふ

論 説

りたい。幸いなことにわれわれは、証書の原本をフリッケ『絵でみるヴェストファーレンのフェーメ』（2002）所載の写真版で視ることができる。羊皮紙の証書であった。現在汚損の状態にあり、印章はすでに無く吊り下げ紐（オレンジ色の絹製という）のみがみえる。本テキストはゾースト市文書館所蔵本（S版）を映したものの⁽⁴⁹⁾。カール四世の官房で成った本証書の記録者（書記）はハインリヒ・フォン・エルビング（von Elbing）であった⁽⁵⁰⁾。写真版証書の欄外右下方に、かすかにその名がみえるようだ（本稿挿絵）。

同じく官房から発した第2のオリジナルはデュッセルドルフ国立文書館にあるもの（D版）⁽⁵¹⁾。汚損はないが印章はすでにみあたらない。第3の版として、ミュンスター国立文書館所蔵本（パーダーボルン本）がある（P版）。これも、上記書記ハインリヒの手になる。ただし、署名はない。これは、皇帝印章の代わりに2個の小印章（破損状態にある）が証書下部に（吊り下げられているのではなく）捺されている。リンドナーによれば、当版は官房作製本ではない。1371年「法」の草稿を官房役人が筆写したもの。筆写本としては最初の版という⁽⁵²⁾。最後第4の版に、ドルトムント市文書館所蔵本がある。同時代（14世紀）作製の筆写本（羊皮紙）である。以上、証書のオリジナルはS版とD版だが、P版は草案である。ドルトムント市文書館所蔵本は、筆写本の部類に入れられている。筆写本は、他の文書館（4館）も所蔵する。

本稿で利用するテキストは、リューベル編『ドルトムント文書集』第2巻に収められているもの⁽⁵³⁾。これは上記S版に基づいている。本稿では、各種版の異同にふれる余裕はない。ただ、「法」の内容をみるさい、他の刊本を参照したところはある。また、テキストの意とするところをできるかぎり正しく理解するには、言葉を補わねばならぬこともある。

3-2 平和法授与の契機とは

「法」の授与のきっかけは、なんであったのか。「ヴェストファーレンのラントには大いなる不和（grossen unfride）があり、不和のゆえに起きる害悪のため、なんびとも生命を^{ながら}存えることがかなわず生計をたてることができぬ。」このこと

を、皇帝がヴェストファーレンの諸侯らによって「教えられた」⁽⁵⁴⁾ ことによる。諸侯らとは「ヴェストファーレンおよびエンゲルンの大公」で若き（23歳）ケルン大司教フリードリヒ（三世）・フォン・ザールヴェルデン、ミュンスター司教フローレンツ、パーダーボルン司教（司教区としてはマインツ大司教区所属）ハインリヒ（三世）、マルク伯エンゲルベルト（三世）、それにオスナブリュック司教バルタザール（Baltazar）⁽⁵⁵⁾。大司教はトリール大司教クーノー・フォン・ファルケンシュタインの甥（妹の息子）。1年前（1370年）教皇ウルバン五世からパリウムを受けた（12月13日）ばかりだ。ハインリヒはケルン大公領ヴェストファーレンのマルシャル職にある。過去にマルク伯、騎士（ヨハン・フォン・パードベルク）、アーンスベルク伯らが就いた。大司教が結んだラント平和を、軍隊を率い、実行・執行する任にあった。

ヴェストファーレンの「大いなる不和」に諸侯らは第三者を決め込むことはできぬ。上述アーンスベルク伯ゴットフリート（四世）ら間のフェーデ例から一端が判る⁽⁵⁶⁾。つまり諸侯ら自身が「不和」の作因者であった。若干周辺的情況を示せば、当時ケルン大司教をはじめ、オスナブリュックやミンデンの司教が数年間に度り空位のままとなった事情がそれを象徴していないか⁽⁵⁷⁾。ケルン大司教も1365年平和同盟（既述）にあって〈同等者の中の一人〉（つまり一司教）にすぎずヴェストファーレンのラント平和を指導するほどの地位にはなかったし、早くからミュンスター司教に「大公類似の権力」を認めざるをえなかった⁽⁵⁸⁾。他方ミュンスター司教とオスナブリュック司教の間も好ましくなかった⁽⁵⁹⁾。

しかもフェーデの実行（襲撃）は、直接諸侯・貴族の身には及ばぬ。それは、諸侯・貴族ゆかりの者ら（封臣、騎士、郎党など）が、相手諸侯・貴族の支配下の、とくに農民の身体・財産に降り注ぐ（〈不和の拡大化〉）ものであった⁽⁶⁰⁾。

3-3 平和法本体の内容

(1) 諸侯らから事情を聴き知った上で皇帝はどう応じたのか。「そこで、朕は、上述のフリードリヒやフローレンツ、ハインリヒ、バルタザールそしてエンゲルベルトに勧め、彼ら自身と、彼らの後継に就く者およびエンゲルベルトの相続人

となる（次代）マルク伯に、さらに、ヴェストファーレンの大公領およびラントに、次のことを、永久に、法として（vor eyn recht）与える。これは、ラントの福祉と公けの利益とを願い、またラントの困窮を救うため、神の名においておこなうものである。⁽⁶¹⁾ ここには、端的に、「法」を与える、とのべられているにすぎない（既述）。他方「大いなる不和」の下にあって諸侯らは、皇帝に具体的ななにかを求めていたのか。それが「法」（平和法）の授与だったとしても、本来どんな内容の「法」を望んでいたのだろうか。いずれも答えるのに難しい問題であり、当面課題のまま残さざるをえぬ。

(2) 1371年平和法の本体に目を向けよう。証書が語る順序に従い、大きく（A）から（F）の6項にわけ、かつこれを〔I〕から〔XIII〕の13目^{もく}に区分する。ただ、煩雑にならぬよう必ずしも直訳に終始せず、言葉を補いながら記したい。

（A）「法」（平和法）として護られるべきものについて——〔I〕教会・教会墓地の保護 〈本証書に書かれし日付以後、教会・教会付属墓地、およびハウスロイテ（教会・墓地の警備にあたる者ら、か）と、彼らの身体、また彼らの財産は、安全と平和（fridlich）を受けべし。〉⁽⁶²⁾〔II〕農耕民および家畜の保護 〈連獣（馬）と2人（耕作者）とに伴われし鋤は、彼ら（耕作者）が耕地を鋤く間、通行安全（veylich）と保護を受けべし。（放牧中の）野生馬も通行するにあたっては（害を加えられることなく）保護されるべし。〉⁽⁶³⁾〔III〕街道往来者の安全 〈街道を往来せる、商人・巡礼・聖職者は、身体と財産について、不正なる暴力から守られるべし。〉⁽⁶⁴⁾〔IV〕フェーデ実行の事前通告 〈これまでは友好なる関係にあり、また仲間となっていた者と、名誉を保持しつつ、（しかし）敵とならんと企てる者は、この（敵たらんとする）むねを告げ、かつ、（実際に）攻撃をなし加害せんとする前の3日間は、（攻撃・加害の）猶予期間として守るべし。そのさい、帝国（皇帝）と主君（封主）の支配と法は、（攻撃や加害の対象から）除かれるべし。〉⁽⁶⁵⁾

（B）「法」に加わる者について——〔V〕「平和法」に加わる者は誓約をなすべきこと 〈上記のヘルら（諸侯ら）が本法にとって良きこと、また有益なることとおもうのであれば、彼らの配下の者や、彼らの周囲にいる、他のヘルや

都市を本法の中に受け入れ、これら（配下の者や）領主、都市に、本証書が定めるとおり、本法を守るよう誓約させるべし。〉⁽⁶⁶⁾

(C) 「法」に背く者の断罪とその者の捕捉について—— [VI] 「平和法」違背者の断罪 〈なんびとであれ悪しきことをなし、本法に背く者は、（その違背）行為の後、即座に、帝国の、かつ、行為の起きたラントの、アハトとフェーメ（achte, veme）に処せられるべし。また、法を喪失する者となり、（ヴェストファーレンの）全ての裁判所において、罪ある者として断ぜられるべし。非公開に開催される裁判所においてであれ、公開の裁判所においてであれ。〉⁽⁶⁷⁾

[VII] 「法」に背く者の捕捉と捕捉の支援 〈だれしも、なんびとに^{はばか}憚ることなく、彼（「法」違背者）を、いかなる土地や街道においても捕捉しうる。その（捕捉に従う）者は、なんびとであれ（罪に問われることなく）安全であり、平和たるべし。捕捉の場に居あわせし者はだれしも、その（捕捉に携わる）者らを支援すべし。帝国の、または国王のバン（kuniges banne）によって命じられているときは、そうすべし。〉⁽⁶⁸⁾ [VIII] 「法」に背く者のもつ封について 〈その（法違背）者が、主君から、または、なんびとかから、封または財を受けているときは（これを失い）、当該の封もしくは財は、これを封として与えた者、または他の方法で譲渡した者（封主または譲渡人）のもとに返るべし。〉⁽⁶⁹⁾

[IX] 「平和法」に背く者を援助する者について 〈だれしも、かの（法違背）者を、故意に、またはそれと知って宿泊させ、また接待し、またはなんらかの方法で援助するときは、（ヴェストファーレンにおける）全ての裁判所において、罪を問われ（überwunnen）るべし。あたかも、非行をなしたる者として（als der hanttedige man）。〉⁽⁷⁰⁾

(D) フェーメ裁判スタッフについて—— [X] フライグラーフとフライシェツフェン 〈さらに朕は、ヴェストファーレンのラントにおいて朕から、また帝国からフライグラーフシャフトを取得している、聖俗の諸侯に、さらに自由都市、グラーフに命じる。またフライシェツフェン、騎士や従士、および都市にも命じる。本法および皇帝の制定法を違える者は、いかなる出自にある者であれ名誉をもつ者であれ、だれしも、（刑罰として）吊るし首に処せられるべし

(man den sal hangen)。その(法違背)者は、訴訟によって告訴がなされ、弁論がおこなわれたときは、当該裁判所において罪を断ぜられるべし。(あたかも現行犯のごとく)非行を犯したる者として。〉⁽⁷¹⁾ [XI] フライシェッフェンの任命 〈朕はまた、ラント・ヴェストファーレンのフライグラーフ全てに、命じるものなり。フライグラーフは(フライシェッフェンを任命するにあたり、事前に)宣誓をもって、フライシェッフェンに次のことを命じるのでなければ、彼らを任命するべからず。すなわち彼ら(フライシェッフェン)が本法を誠実に守ることを、前もって誓うことを。彼らは、それによって、正しくフライシェッフェンとなりうるのである。これに加え、彼らは、自由人の出自たる(べし)。〉⁽⁷²⁾

(E) 平和保持のための兵動員について—— [XII] 動員の実行 〈或るヘルが、または或る都市が、軍隊によって(mit herkrafft)動員をかけ、出陣を求めんとするとき、(他のヘル、または都市は、それに応じるべし)。〉⁽⁷³⁾

(F) 賠償および立証手続きについて—— [XIII] 賠償と立証 〈しかるに、彼(ヘル・都市)によってまたは彼の身内の者らによって、故意によらず、本法が破られるならば、(彼または彼らは次のことをなさぬなら)非行者となる。それ(法を破ることで与えし損害)を、(終局判決後)14夜以内に、遅滞なく賠償するのを、宣誓によって約することを。(このときは、)損害を被りし者(原告)が隣人2人の者によって立証しうるかぎりの金額を(賠償すべし)。彼または彼らがこれ(賠償)を果たさぬときは、非行者として手続きが進められ、彼または彼らは、本証書がのべてきたとおり、全ての裁判所において有罪を宣告される者となり、(今後)こうした者としてとりあつかわれるべし。〉⁽⁷⁴⁾

以上が証書の本体。テキスト末文には、皇帝印章の添付、また発行場所・発行年月日の記載の他に、こう見える。「上に記せし授与と恩恵は、朕が、また朕の後継ローマ帝国の皇帝および国王が撤回するまで守られるべし。」⁽⁷⁵⁾

3-4 平和法証書をよみとく

(1) 「法」を提案する 証書が語るもので注目したい論題をとり出そう。最初に、皇帝による「法」の授与は一体どういう性質のものか。「朕は、上述の(ケ

ルン大司教) フリードリヒ…に勧め…次のことを、永久に、法として与える。」ここに「法」を「勧め、与える」とあり〈命じる〉とはない⁽⁷⁶⁾。すなわち、教会・教会墓地の保護を皮切りとする様々の法は〈提案する〉ものであった。皇帝の意のあるところは、こうではないか。〈ヴェストファーレンに平和が回復するのは、望まれるところ。が、平和回復が成るか否かは貴殿(諸侯ら)しだいだ。前例のとおり同盟を結び平和の実現に必要な事項を整えるのもよい。とまれ、朕はこれに手助けとなるよう平和法を提案する。これをどう現実のものにするかは、ひとえに貴殿ら自身の問題である〉と。「法」の授与とは〈枠〉となる法の提供を意味していた⁽⁷⁷⁾。

(2) 「平和法」と平和令 上と関連し、じつは1371年の「法」証書には(既述1365年平和同盟文書の言葉を用いて示せば)〈ラント平和(lantvredes)〉・〈ラント平和法(vredes rechte)〉・〈ラント平和裁判所(lantvrede)〉・〈ラント平和破壊者(vredebrekere)〉のどんな文言もない。〈平和(vrede)〉の語すらない。ここで関係し、もう1つ事例をあげると、われわれの「平和法」の10ヶ月ほど前2月2日(ニュルンベルク)ラント平和令(全43箇条)が発せられた。ここでカール四世は、バンベルク、ヴェルツブルク、アイヒシュテットの司教、宮中伯(バイエルン大公)、マイセン辺境伯、ヴェルトハイム伯など、またニュルンベルク、エーガー、ヴァイセンブルクらの都市と合意し「一般ラント平和(gemeynen lantfrid)」を定立する⁽⁷⁸⁾。ここでは、委員長(obman)の下11人の委員メンバーが多数決で判定を下す(die aynlf oder der merer teil under in)ラント平和裁判所が設けられ「悪しき輩(poseu geselleschaft)」の法違反を裁く。たいし1371年「平和法」は〈ヴェストファーレン一般ラント平和令〉を意味せぬ。皇帝が諸侯らと誓約を交わし〈平和令〉を定めるといった体^{てい}をなしていない。ラント平和令(また平和同盟)に通例の、有効期限の定めもなく「永久(„ewilichen“)」の法として授与されたものだ。「平和法」をなみの〈ラント平和令〉と捉える向きがあるが、再考の余地があろう⁽⁷⁹⁾。

「法」証書には〈ラント平和裁判〉・〈平和破壊者〉の文字はないものの〈sicher und fridlich〉・〈veylich und sicher〉(安全である・保護する・平和な)の言葉は

論 説

あった⁽⁸⁰⁾。そこで本稿では、「安全」の対象にあげられていた人・物・事に鑑み、その言葉を実質上「平和 (fride)」また「ラント平和 (lantfride)」と捉え、フェーメとの関わりを考えたくおもうのである。

(3) ヴェストファーレンにおける大公領とラント 「法」は諸侯らに加え「その (ヴェストファーレンの) 大公領およびラント (hertzogtum und lande)」[i] に授与される。リンドナーによれば「法」証書がのべる「大公領」 („ducatus“) と「ラント」 („ipsa terra Westfalie“) とは、(14世紀中葉のヴェストファーレンについて語られていたように、いずれも、ヴェーザー、ライン間に [inter Renum et Wyseram] ^{またが} 跨るものの) 別の存在であった⁽⁸¹⁾。「大公領」は研究史上 „das Kölnische Herzogtum Westfalen“ と称ばれ、パーダーボルン司教区を含み (ミュンスター司教区は服さぬ) ヴェーザー河畔コルファイに到る、ケルンの「大公権力」が及ぶ領域である (オスナブリュック司教区は含まぬ)⁽⁸²⁾。他方「ラント」は「フリースラントから、フランケンに到る全ラント」を指す。では、これはなにか。「大いなる不和」の渦中にあった「ヴェストファーレンのラント (das land zu Westpfalen)」[ii] なのか。また「法」に背く者が「(違背) 行為の起きたラントの、アハトとフェーメに処せられる」[iii] ときの「ラント」なのか。リンドナーは答えていない。以上にたいし、「法」証書は「大公領」と「ラント」とを同一視している、とみる所論がある。「ヴェストファーレン大公領」にはミュンスター、オスナブリュックの司教領も含まれる、と⁽⁸³⁾。これによれば「法」は「全ラント」(リンドナー) に向けられていることになるろう。

ここでは「大公領」・「ラント」問題には立ち入らない。ただ一点、ヤンセンは1370年頃について「ヴェストファーレンにおけるケルン (教会) の領国 (das kölnische Territorium in Westfalen)」の存在を語る。ケルン近郊でラインに注ぐヴッパー中流域シュヴェルム辺からヴェーザーに及ぶとされる⁽⁸⁴⁾。これこそは、1365年平和同盟 (上述) にあった、また1372年7月25日同盟 (後述) の証書にみえる「余 (大司教) の全ラント・ヴェストファーレン (unses alingen landes to Westphalen)」・「(ケルン教会の都市・城・城員・家臣を含む) ヴェストファーレンラント (Westphalen Lande)」ではないか。上記「大公領」と併記された

「ラント」には、この意味の「領国」も考えられていないか。それはかつて1180年の前後「大司教がケルンの領域政策を展開していた地方」⁽⁸⁵⁾に遡るものとおもわれる。大司教がマルク伯、アーンスベルク伯らとフェーデを戦わざるをえなかった（「大いなる不和」）のは、この「領域政策」が続いていたことによるのであろう。領国を形成・経営する上で大司教は、諸侯らとも同盟を結び、彼らの支援を求めざるをえなかった点に留意したい。

(4) 証書本体の構成——社会と権力 「アハトとフェーメ（achte, vemeまたはachte veme, achte und feme）」は証書本体で述べられているもの全体との関連で考えねばならぬ。この点からまず、証書本体全体の構成をみたい。「法」は大きくいて〈社会〉の問題と〈権力〉の問題に亘っていた。断るまでもなく両者は深く関わる（下述）。前者は上記（A）の「法」として護られるべきものについて（[I]から[IV]）、にあらわれ、後者は、（B）の「法」に加わる者について（[V]）から（F）の賠償および立証手続きについて（[XIII]）、に到っており、前者の3倍の分量にあたる。それは〈刑事法〉（[VI]－[IX]）（ここに「アハトとフェーメ」の問題[VI]が出てくる）と、〈裁判法（スタッフ・手続き）〉（[X]－[XIII]）の問題に及んでいた。

(5) 社会の問題 他方〈社会〉の問題とはなにか。「安全と平和」で護られているものだ。街道を行くところの、商人（隊伍を組むこれにはユダヤ人もいよう）、巡礼（巡礼刑を被った者もおろう）⁽⁸⁶⁾、聖職者（修道院から修道院へと往来する）といった現象は、当時の〈社会〉（「社会体制」）の代表的な一事例を示している。ところでここで注意すべきは、〈社会〉には「反社会」⁽⁸⁷⁾の側面が織り込まれている。街道を行き来するのは商人・巡礼らだけではない。いわゆる〈ラントにとって有害な者〉がいた。街道が恰好の場所だった。カール四世は彼らの追跡に関心があったし⁽⁸⁸⁾、ラント平和令・平和同盟も、彼らと対決せんと身構える⁽⁸⁹⁾。街道は〈社会〉とともに「反社会」の場を構成した。ここに〈権力〉が働く余地が出、〈社会〉と〈権力〉が関わり合う。早い話〈国王の街道〉を略奪^{なみ}で蔑すれば、王権が介入する。

フェーデとその通告も「社会体制」であり同時に「反社会」（〈フェーデを正し

く通告せぬ〉こと)を含み込む。フェーデとは、当初から敵対している者らの中には起きぬ。ここで起きるのはたんなる〈ケンカ〉・〈非行〉である。かのカール四世『金印勅書』(1356)がうたうのは、そうした状況の一端を示していないか。「家宅をもたぬ場所で、あるいは、そこに共同して居住せぬ場所で、相手にたいし、不時にフェーデを通告する者は … 今後は名誉をもつことありえず (第17章)」と⁽⁹⁰⁾。当初は友好的な関係 (fruntschaft oder gesellschaft) にあった者相互 (親族間とか、盟約者間、封主封臣間とか) の利害関係が怪しくなり、これが敵対の関係へとエスカレートする。ここに、フェーデが起きうる空間が生まれる。

上で「略奪」の例を示した。平和法証書には、通例ラント平和令で平和破壊の行為として挙がる非行 (略奪・謀殺・放火・不当な差押えなど) はみえず、それに代わって、かつて「神の平和」運動で存した保護されるべき〈特定の、人と場〉が掲げられていた (アンガーマイア)⁽⁹¹⁾。上記商人 (そして商品) らや、2人して繫留馬を引き鋤によって農耕に勤しむ農民⁽⁹²⁾、教会・教会墓地、その守衛者らである。むろん〈人〉と〈場〉とは、はっきり別けられはしないが。

たしかに大司教らとくに聖界諸侯にとっては伝統の観念である「神の平和」がそれらの保護に反映されていたかも知れない。しかしわれわれとしては、〈攻撃の手段 (略奪など)〉よりはむしろ〈攻撃から保護されるべきもの〉を強調するため商人らが挙がった、と捉えたい。こう捉えることで、1371年当時〈社会〉のなにに重きがおかれていたのか、がよく判る。

(6) フライゲリヒトとスタッフ〈権力〉の問題に移る。「フライゲリヒト」の名で称ばれる裁判所はなにもヴェストファーレン (およびエンゲルン) にかぎられておらず、帝国の各地域に (スイスにも) 存した。ただ、ヴェストファーレンに特有なのはフライゲリヒトがフライグラーフシャフトを基盤にしていたことにある (13世紀以来)。戦後ヘームベルクはフライグラーフシャフトの起源 (カーロリンガー時代のグラーフ裁判) と国制を徹底追究し、大きな議論を惹き起こした。ここでは残念ながら、立ち入る余裕はない。ただ一点、本稿のフェーメの問題にも関係することだが、彼によれば、フライゲリヒトの裁判権の重点は刑法・刑事裁判権の領域にあった。民事裁判権は16世紀には後退していった⁽⁹³⁾。

フライゲリヒトはフライグラーフ（裁判長）と判決執行にもあたるフライシェツフェン（判決人）⁽⁹⁴⁾とがスタッフ。皇帝はフライグラーフを任命するときこう命じる。フライグラーフ（下級貴族）は、フライシェツフェン（本来は自由農民）を選任するさいこの者が「法」を遵守するよう誓約させるべしと。すでにラント平和裁判がおこなっていたことだ。フライゲリヒト („Freidinge“)には、国王バン（ザクセンシュピーゲル1・2・2）が結びついている（これも元来、ヴェストファーレン特有の現象ではない）。国王バンの下の裁判は、民事訴訟（事例としては、土地取引が中心）、刑事訴訟いずれにも存する。バンはフライグラーフが国王のもとに赴き、封として受ける。ここに1360年ドルトムントの一例がある。ドルトムント伯と市参事会（フライゲリヒト保持者 [シュトゥールヘル]）は、ヨハン・フリゲマン・フォン・ボッホルト（Bocholt）を推薦し「自由バンとフライグラーフ職」を授封してくれるようカール四世に請願し、皇帝は承知する。当時ヨハンは民事訴訟にも従事しており、裁判集会にはフライシェツフェン（liberi scabini）6人が在席していた⁽⁹⁵⁾。

(7) 刑事訴訟としてのフェーメ裁判　フライゲリヒトは公開または非公開に設けられる⁽⁹⁶⁾。いずれの場合においても刑事訴訟としてのフェーメは実行される⁽⁹⁷⁾。これは、証書に^{ちりば}鏤められていた言葉によく出ている。(i)「あたかも非行をなしたる者として [IX]」・「非行を犯したる者として (als der hanttedige man) [X]」・「非行者 (hanttadige) となる [XIII]」・「非行者として (mit deme hanttedigen) 手続きがおこなわれる [XIII]」と。(ii) 被告は「裁判によって罪を問われるべし [IX]」・「有罪を宣告され (vorwunnen) る者…としてとりあつかわれるべし [XIII]」、(iii) 有罪者は「吊るし首に処せられるべし [X]」と。ただしこうした者らは〈現行犯〉を含むが〈現行犯〉そのものではない⁽⁹⁸⁾。刑事訴訟のフェーメ初期例で記録のあるのは、ヴェストファーレンの外ですでに1322年（ラインベルク市）⁽⁹⁹⁾、1329年（マクデブルク市）⁽¹⁰⁰⁾の事例であり、これに1389年（ドルトムント）⁽¹⁰¹⁾、1391年（ヘアフォルト市）⁽¹⁰²⁾の訴訟例が続く。

注意したいのは、(a) フェーメ裁判は弾劾（告訴）訴訟であり、糺問裁判ではない。(b) 「あたかも非行をなしたる者」となるのは「法」を侵し、賠償の判

決を受けたのに定められた日（14日以内）に支払いをなさぬときである。このときは「アハト」（下述）に処され、追跡を受け逮捕される。（c）刑事判決が実際に吊るし首によって執行された事例数は、ヴェストファーレン全体で少数であった。その最古例は、1421年ドルトムント郊外、市門前でミュンスターのフライグラーフによるものであった⁽¹⁰³⁾。

(8) 「アハトとフェーメ」について 1371年「法」はフェーメ裁判の活動を整えることに重きをおいた。平和の実現のために、裁判所をどう構成し、訴訟手続きをどう進め、判決をいかに執行するのか、を保障する枠組みを提示する。

そこにのべられていた「アハトとフェーメ」（achte, veme また別の刊本によればachte veme, achte und feme）は古来注目を浴びた。それは、フェーメ裁判の「判決」を意味する言葉であった。判決であればこそ、それは（「アハト」と「フェーメ」のようにバラバラにでなく）上記の „achte veme“（また „achteveme“⁽¹⁰⁴⁾）のように1つの言葉（「アハト・フェーメ」または「アハトフェーメ」）とみなされなければならぬし、全体として一判決を指す言葉と捉えねばならない。

こうして「アハトとフェーメ」はフェーメ刑事訴訟の判決、しかも断罪の判決 („Verfemung“⁽¹⁰⁵⁾) を指し、オリジナルの文言でいえば „vervymet“⁽¹⁰⁶⁾ である。その中味は「アハト」であった。それはフェーメが「アハト（Acht）」そのものを意味し⁽¹⁰⁷⁾、フェーメ裁判が „heimliche Acht“ と称ばれる⁽¹⁰⁸⁾ こととも関係する。「アハト」は法・平和・名誉を失った状態（判決宣告の定式文言例でいえば *echtlos, rechtlos, friedelos, ehrlos, sicherlos*）⁽¹⁰⁹⁾ に陥ることを指し、法廷出頭強制手段ではなく「刑罰」であった。判決によってアハトに陥った者がその後追跡を受け捕らえられると、つねに「死」となった⁽¹¹⁰⁾ のは、「法」証書がのべるもの（「吊るし首」）と揆を一にする。ただ実際上は、有罪者が賠償・和解に応じぬときに起きるものであろうが。とにかく、彼を「ラントのアハト」のみならず「帝国のアハト」⁽¹¹¹⁾ に処することで、ヴェストファーレン・フェーメの判決は、帝国全体に及ぶことになる。この点に、注目したい。

(9) 訴訟と立証の手続きについて 「法」にみえるのはわずかである。被告が加害を認め、故意によらぬと弁論し、彼一人による雪冤の宣誓をおこなうことで

アハトに陥る („Verfemung“) のを回避する。ただし、与えた損害について原告の〈自分とも3人による〉査定の手続きに服し、所定額の賠償金を負う。原告が、被告の加害は故意によると主張し〈3人による〉立証に踏み入ることは、できないようだ。被告が所定の期日までに賠償を果さぬとき、原告は再び訴え出る。被告が召喚（3回）に応じぬときは、原告が不出廷・不払いの立証（〈自分とも3人による〉か〈自分とも7人による〉かの）⁽¹¹²⁾をおこなうことで被告は初めてアハトに陥る。15世紀には、フライシェツフェンが原被告や立証者（また補助者）に就く。彼らは、フェーメを誓約したフェーメ構成員であり「ヴィッセンデ (Wissende)」と称ばれる。「フェーメ訴訟の手続きに通じる者」であり「非ヴィッセンデ」を訴えることもある。彼らは帝国全域に広がり、夥しい人数に及ぶ。

(10) フェーメ裁判とラント平和裁判 「ラント平和とフェーメ」に直結する問題だ。トイアカウフは或る小稿でこう書いた。「1371年カール四世はヴェストファーレンのためにラント平和を命令し、フライグラーフシャフトの保有者やフライシェツフェンにも、こう命じた。ラント平和破壊者は吊るすべし、と」⁽¹¹³⁾。「帝国アハト」に処せられる者の1人に「ラント平和破壊者」がいた⁽¹¹⁴⁾。ところが「法」証書自体には〈ラント平和破壊者〉（また〈ラント平和裁判所〉）の文言はない。他方証書には「フライゲリヒト」・「フェーメ」の言葉こそないが「フライシェツフェン」による刑事手続きの一端がみえていた。では、これをもって、次のようにのべることができるのであろうか。「ヴェストファーレンのフライゲリヒトは、ラント平和裁判所となった」⁽¹¹⁵⁾と。あるいは「皇帝は、この平和法によって、従来のラント平和裁判所を、フライゲリヒトに置き換えた」と⁽¹¹⁶⁾。さらに、このものべられているが、どうであろうか。「今や、ラント平和裁判所と、フェーメ裁判所とは、或る意味協力し合い、1つのものになるに到った。」⁽¹¹⁷⁾

2つのもので1つの総体が生まれるかのように捉えてよいのか、どうか——この問題は「おわりに」で改めて考えたい。

3-5 平和法テキストの「草案」問題

(1) 以上「法」テキスト本体の内容をみてきたが、テキストそのものについて

或る問題が浮上する。その「草案」をめぐるもの。問題が生じるゆえんは、或る書付（日付はない）が存する⁽¹¹⁸⁾ ことによる。書付には冒頭 „Item gratia et jus terra Westphalie data a reverendissimo domino nostro…Karulo…Romanorum imperatore“（皇帝カールが与えし、ラント・ヴェストファーレンの法）とある。その内容は、われわれの「法」証書のそれと大略同様。ただし若干相違がある。安全であるべき街道往来者のうち聖職者への言及がないこと、フェーデ実行の3日前におけるフェーデ通告の件を欠くこと、ミュンスター、オスナブリュック両司教の名がなく「大公領ヴェストファーレン」の名もないこと、など。

しかしとくに注目する相違は、「法」に背く者は「アハトとフェーメ」に処せられるべし、の言葉がないことにある。関係箇所の内容 („Wert dat yemand also ovele dede, dey dit recht verbreke, dey sal wesen echteloys, rechteloys un van alleme rechte vorwunnen zin, beyde hemelix und oppenbare“) には「法を喪失するものなり」とあるのみ。なぜ「アハト」云云がここにはなく「法」証書にあるのか。かの書付は一体どうした性格のものか。『ドルトムント文書集』第2巻の編者リューベルは1371年「法」証書の「草案 (entwurf)」という⁽¹¹⁹⁾。しかもヴェストファーレンから皇帝に送られたもの、と。作者はだれか。リンドナーによれば⁽¹²⁰⁾、これがじつはかのパーダーボルン司教ハインリヒだった。

ハインリヒ・シュピーゲル（1361年司教就位前コルファイ修道院長にも就いていた）は、当時どうあったか。1370年4月4日マルシャル職に任ぜられた⁽¹²¹⁾。エンゲルベルト（三世）死（1368年8月25日）以後空位にあったケルン大司教座の管理官クーノー・フォン・ファルケンシュタイン（トリール大司教）によってである。クーノーは以後も管理官に留まる。この頃か、ハインリヒはエンゲルベルト・マルク伯と同盟を結ぶ⁽¹²²⁾。1365年の平和同盟に、ハインリヒが参画していなかった（既述）のは、マルク伯との軋轢が関係していたからであろうが、和解に到る。或る意味で、憂いに一息入れていた。ハインリヒは少なくとも1371年3月の時点⁽¹²³⁾でも、これ以後と同様マルシャル職にあった。

(2)以上は、事実において確認できることだ。以下はリンドナーが考えるところ⁽¹²⁴⁾である。ラント平和を管掌する職たるマルシャル・フォン・ヴェストファー

レンに就いている、との自覚がハインリヒを平和志向へと導き、先ずマルク伯を同盟結成へと促し、次いで大司教も加わる。こうして、フリードリヒ、ハインリヒ、エンゲルベルトの三者間に同盟が成った。のみならず、ハインリヒは、同盟がより効果をもたらすには皇帝の力を借りるに越した事はない、と考える。彼はおそらく大司教からそれを託され、皇帝のもとに旅立つ。ただでさえ、平和同盟の締結には皇帝の確認をえるのが慣例となっていた。新任の大司教は大司教で、レガーリア・裁判権・領土といった俗的支配権 (temporalitates) の授封を皇帝に願ひ出る必要があった。実際1371年11月18日 (バウツェン) 皇帝は、ケルン教会にそれを授封する。ただしこのとき皇帝のもとに参向したのは、大司教の近習ら (familiares et secretarios) であり⁽¹²⁵⁾、大司教当人はいなかったが。

とにかく、ハインリヒが皇帝のもとに旅立ったとき携えていたのが、彼起草の「草案」であったと考えるのがリンドナーであった。じつは1371年「法」証書の成り立ちにつき、パーダーボルン司教にこうした役割をあてがったのには他にラクローアやラウター、またフィリッピ⁽¹²⁶⁾、アンガーマイア⁽¹²⁷⁾、ヘン⁽¹²⁸⁾がいた。もちろん「草案」の起草のことまで踏み込んで考えてはいなかったし、リンドナーの所論から示唆を受けたものかどうかは、はっきりせぬが。

(3) 以上リンドナーの所論は考えられぬことではないが、ここでは立ち入らない。ただ「アハトとフェーメ」の文言がなぜ「草案」になく「法」証書にあるのかに、彼はふれていない。そこでこの点を見るに、第1に皇帝官房は〈フェーメ裁判〉を一層際立たせるため「草案」文に手を加えたのではないか。しかも、刑事訴訟としてのフェーメはヴェストファーレンの外にも (既述) 存外早くに実施されていた。さらにブラウンシュヴァイク⁽¹²⁹⁾、ブランデンブルク⁽¹³⁰⁾ではもっと早期の1312年や1313年に事例がある。こうした事情は官房には判っていたのであろう。第2に「草案」起草者パーダーボルン司教にとっては、自明のことだったからではないか。草案がのべるのが〈フェーメ裁判〉であるのは、だれにも判ることだった。問題は、なぜ「草案」を作製する必要があったのか、である。最大のアポリアである。

4 平和法以後について

4-1 1372年のヴェストファーレン・ラント平和同盟

1372年7月25日ヴェストファーレンにラント平和同盟が結ばれる⁽¹³¹⁾。長文の同盟文書 (vorbünt und breyve) のオリジナルはオスナブリュック⁽¹³²⁾、ミュンスターの各国立文書館、ドルトムント市文書館⁽¹³³⁾にある。オスナブリュックの文書は写真版で観ることができ、大小の印章 (一部修復) が下っているのがみえる⁽¹³⁴⁾。同盟当事者には1371年「法」のさいの諸侯らに、ドルトムント市が加わった。また「法」証書にはなかったことだが、諸侯らの各々の支配下にある都市の名もあがっている。ケルン大司教都市は8市 (後述)、ミュンスター司教のそれは7市 (ミュンスター、コェスフェルト、ボルケン、ボッホルト、ヴァーレンドルフ、ベックム、アーレン)、パーダーボルン司教下5市 (パーダーボルン、ヴァールブルク、ブラーケル、ボルゲントライヒ、ニーハイム)、オスナブリュック司教都市2市 (オスナブリュック、クヴァーケンブリュック)、マルク伯支配下の5市 (ハム、ウンナ、イーザーローン、カーメン、リューデンシャイト)。諸都市の印章も吊り下げられ (諸侯ら・ドルトムント市の印章を合わせ)、総計34個 (本稿挿絵) になった⁽¹³⁵⁾。

本同盟では、カール四世「法」の全体が (従ってフェーメを含め) 確認を受ける。この状況を大司教に代表させみていこう。他の諸侯らがのべるものも、同様だからだ。他方帝国都市は「法」を守るということを語るのみでそっけない。

大司教は冒頭カール四世がラント・ヴェストファーレンのために授けた「法と恩寵 (recht und ghenade)」 (以下「法」という) にふれ、それをこう伝える。教会・教会墓地・ハウスロイテは安全たるべし、放牧馬は保護されるべし、街道における商人・巡礼は、フェーデの状況下にある無し、のいかんを問わず (sunder underscheit men urloche ofte nicht) 安全たるべし、フェーデ通告後その実行 (加害) に及ぶには、(通告後) 日の出から日没までの1日を待つべし、と。その上で、次の3点を語る。

(a) 余は、余の聖堂参事会員・ミニステリアーレンらと相談の上諸侯らと同

ラント平和とフェーメ
——1371年カール四世「平和法」を中心に——

盟を結び、カール四世がラント・ヴェストファーレンに授与せる「法」を「われらがラント・ヴェストファーレンの名において」誠実に守ることを誓う。(b) 後継のケルン大司教も、また現任のかつ後続のマルシャル、アムトマンも同じくその名において前もって上記「法」の遵守を誓わざれば、職に就くことあたわぬ。(c) 「より多くの安全を確保するために (tho eyner meren sekerheydt)」余と余の後継者は、余の都市ゾースト、アーンスベルク、ヴェルル、ネーハイム、ブリロン、エーフェルスベルク、ゲーゼケ、アッテンドルンと、余がヴェストファーレンラントに (in Westphalen Lande) もつ余の諸城 (slothen)・都市 (steeden)・城員 (burghmannen)・家臣 (undersathen) とに、命じる。これらは、カール四世が与えた「法」証書にあったように、「法」を先ずもって誓約せざるうちは、大司教、マルシャル、アムトマンに臣従を誓い、仕えることはえず、と。

ここで、次の諸点に注目したい。(i) 領邦都市の名が個別に挙げられていることは、大司教の「領国 (テリトリウム)」の広がりを知るのに、貴重な証言となる。(ii) 大司教が「より多くの安全を確保するために」ラント内諸勢力 (都市とか城、家臣) に依存するのは「余は、余のラント・ヴェストファーレンにいつも (al weghe) 滞在しえぬがゆえ」でもあった。(iii) ラント内諸勢力だけではない。ケルン教会のラント・ヴェストファーレン、すなわち領国 (テリトリウム) における安全・平和を保ち、カール四世が授与した「法」を実現するには、ラント外の諸勢力 (諸侯ら) の助力を請わざるをえなかった。

新同盟の期限については、記述がない。これは、カール四世「法」の確認が「永久にわたる (eweliken)」とされたことによる。カール四世「法」の効力が同様であった (既述) のに呼応する。こうみると、他の諸諸の平和同盟と比べてみて本同盟が——同盟内容の上でも——果たして文字どおりの同盟なのか、どうか問われてくる。新同盟文書に〈フェーメ〉の言葉はどこにも出てこぬ。1371年「法」証書に「フェーメ」がのべられていたことは、同盟メンバーに先刻承知のことだったろうに。それにしても、フェーメに一言もないのはなぜなのか。なにかこれに蟠りがあったのであろうか。

4-2 1373年および1374年ラント平和同盟

1371年証書の確認（1372年）を経て諸侯らの平和〈活動〉をみせてくれるのが翌年（1373年11月14日）⁽¹³⁶⁾と、翌々年（1374年5月3日）⁽¹³⁷⁾の平和同盟文書。締結者は両同盟でほぼ同じ（大司教は不参加）。ミュンスター司教、パーダーボルン司教（マルシャル職）、マルク伯そしてゾースト、ミュンスター、ドルトムント、オスナブリュック（1373年同盟には不参加）の4市（オスナブリュック司教は1373年同盟には後から参加）。文書全体の内容は双方でほぼ同じ。以下では、多少詳しい1374年の文書を中心にみる。ここでも、冒頭「われらは、われらの皇帝カール…がラント・ヴェストファーレンに授与した法と恩寵に基づき、以下のとおり協定を交わした」とあり「法」の存在が前提になっていた。また最初の条で、街道を往来する商人・巡礼の安全にふれるが、これは「皇帝の証書が示すとおり（na uytwisinghe des keysers breyve）」のことという。次の2箇条で、放牧馬は安全たるべし、フェーデ通告と実行の間に「1日と1夜」をおくべしとある。またフェーデとは、元来友好関係にあった者ら（dey vruntschappe mit eme ghehaddet hedde）間でなにかを理由に敵対関係が生まれることで起きるもの（既述）であった。この場合、次の行為は禁じられる。„ain name, an rove, edder an brande“である⁽¹³⁸⁾。ともあれ、以下では、裁判の〈しくみ〉と〈活動〉を知るため、(1)裁判所と召喚、(2)立証手続き、についてのべたい。

(1) 裁判所と召喚——「争い（schicht）」に決着をつける〈同盟の裁判所〉として同盟文書に先ず挙がっているのは（a）「ラントフォークト（lantvoghet, lantvoghede）」が裁判長となっている裁判所である。次に期待されている裁判所には、（b）アムトマンの（vor dem amptmanne）裁判所、（c）市長の（mit dem burgermeystere）裁判所がある。では、（a）と（b）（c）との関係は、どうなるのであろうか。（a）と（b）との関係は、（a）が働かぬ（例えば、当事者が〈裁判拒絶〉に遭うとかの）とき、（b）が訴えをとりあげる⁽¹³⁹⁾。（a）と（c）の関係も同様だろう。とにかく同盟証書ではラント平和裁判所としては、（a）が中心にある。「平和の事件について（van des vredes wegghen）」は、または「ラント平和破壊者（vredebrekeren）」の事件に関しては。なお、アムトマンの裁判所

とは諸侯らのランデスヘルシャフト（しかも争いが起きた場所のアムト）の裁判所を、また市長の裁判所は市参事会のそれを指す。フライゲリヒト（フェーメ裁判所）の名は、全く拳がっていない。

(2) 立証手続き——「法」に背いた容疑で被告が召喚を受け弁論となり、立証が進む。これについて証書がのべるものは、必ずしも簡明とはいかぬ。先ず (a) 複数の立証方法が絡み込む。(a-i)「6人の者 (sesse)を伴った」被告の立証、(a-ii)「自分とも3人による」原告の立証、である。両手続きの関係も難しい問題だし、被告による単独の雪冤宣誓も存するはずだが、これには言及がみられない。(b) 被告のために立証に加わる「6人」および原告側の「2人」の法的地位が不明だが、少なくとも「6人」は「証人」でなく「宣誓補助者」とみてよい。6人もの証人を揃えるのは容易でないから。(c) 被告の主張に2つの場合があり、これが混在する。(c-i)「法」の違背を全面否認する場合、(c-ii) 違背は認めるが故意によらぬ、と弁論する場合。では(c-ii)の事情とは、なんであろうか。被害者が商人や巡礼であったことを知らなかったこと、とかであろうか。ともかく(c-ii)について注意を払いたいのは、こうである。被告が、違背は故意によらぬ、と主張し、立証(単独宣誓か)が成るときは、14日以内に「賠償する (wederdoen)」ことになる。しかも、原告が〈自分とも3人による (self dyrde)〉査定手続きで決定した額の支払いである。以上は、くしくも、1371年「法」証書にのべられていたことと揆を一にする^(139a)。1374年同盟自体がカール四世「平和法」と繋がっていることがあきらかである。

要するに「賠償」を果たせば、「非行者」とはならぬ、ということ。これに関係し、立証手続きでもう一点注目するのは、被告による「6人」を伴った立証(上記)に関わる。これは多分被告が「法」違背自体を全面否認する場合の立証(〈自分とも7人による証明〉)を指している。親族を宣誓補助者に立てるにせよ、6人の歴とした人物を揃えるのは容易でない。1人でも欠けると立証に敗れる。「平和法」を誓約してくれ、かつ悪評のない (onverlegheder) 者を所定数被告がもたぬときである。こうしたときは、おのずと、被告不出廷が生じ易い。被告不出廷のとき手続きはどう進むか。「平和を誓った」2人によって原告は、被告の

法違背を立証しうる⁽¹⁴⁰⁾。「これによって、彼（被告）は非行者として断罪され、すべての法を失い、かくして、皇帝が平和のため与えた証書の示すとおり手続きが進められる。」⁽¹⁴¹⁾被告が〈自分とも7人による証明〉で雪冤を果たさぬ（不出廷であれなけれ）とき彼を「非行者」として（現行犯⁽¹⁴²⁾として、でなく）断罪するには、原告自身「自分とも3人による」証明（kleghere twe to seck nemen）に入らねばならぬ（いわば、立証合戦）点に注目したい^(142a)。

同（1374）年5月15日にはパーダーボルン司教領南、ヴァルデック（Waldeck）伯ハインリヒ（四世）がその伯領都市（コルバッハ、ザクセンハウゼン、メンゲリングハウゼンなど）とともに大司教フリードリヒなど諸侯らと同盟を結び、カール四世「平和法」を遵守することを、聖遺物に賭け誓う⁽¹⁴³⁾。このように、これまでの諸侯ら相互の同盟の他に、マルク伯などとならぶ有力貴族（伯）が諸侯らと同盟関係をもった。ただ、こうした事例は他のヘルらにはないようである。

4-3 1376年のラント平和同盟

最後にとりあげるラント平和同盟文書は1376年7月12日付けのそれである⁽¹⁴⁴⁾。オリジナルはゾースト市文書館が所蔵する。残念ながら現在のところ未刊である。本文書は1365年の平和同盟証書（既述）を下敷きにしていた。ファーネ編『ドルトムント市文書集』第2巻には、1365年の証書に挿入、付加された新条の一端がみえる⁽¹⁴⁵⁾。本証書が未刊行だけに貴重である。付加された箇条の中で興味を惹くのは「ラント平和破壊者」の容疑で召喚を被った者にたいする手続きである。しかも、「ラントフォークト面前における」訴訟手続きに関する2つの箇条⁽¹⁴⁶⁾であった。

じつは正直いって、われわれとしては、当1376年同盟文書に最も期待をよせた。というのも、下敷きとなった1365年の同盟証書の記述が1371年「法」の授与を経ていかなる変化をみせるのか——これが判るかも知れぬし、また本文書が1371年以後の「ラント平和とフェーメ」を語ってくれるのではないか、とおもわれたからだ。残念ながら、期待は外れた。本文書には1371年「法」を示す言葉はない。またカール四世の名もない。おそらく本文書作成の主目的は、新箇条を入れ1365

年の旧証書を補完することにあつたのであろう。この意味で、新同盟文書には限界があつた。

ただ、一点注目したいのは、上記、ラント平和破壊者の容疑で召喚を受けた (vorbodet wurde) 者にたいする、ラントフォークト面前における手続きである。彼 (被告) が法廷に出ぬ (nicht vore en queme) か訴訟に応じぬ (nicht en vorantworde) かするとき、彼は「追跡され、非行者として断罪される (vervolghet vnde vorwunnen ys)、法にあるように (alse recht ys)。」しかも「これ (追跡) 以後は、賠償をなしえぬ (en magh he dat nicht weder doen)。」⁽¹⁴⁷⁾。「原告の同意なくば (en sy myd wyllen des cleghers)」と。原告の同意のみならず「当平和の君侯 (heren van den vrede)」(ラント平和同盟締結の当事者) らの同意も要した。平和破壊者は「追跡され」る、とあるのは、おそらく度々の召喚にも応じぬため「アハト」に処せられ、捕縛のため探索されている状態を指すものであろう。この事情の下では、同意があるときは格別、被告は〈民事的な賠償〉でもって自己の平和破壊事件に決着をつけることは、もはやできぬのである。

上で「法にあるように」の言葉の趣意は、被告断罪——「あたかも非行をなしたる者 (der hanttedige man)」となる——の可能性をうたうところにある。「法にあるように」とは、手続きがすでに〈慣習〉となっていることを示す。とともに、内容からいって、カール四世「法」が語るものと揆を一にする。こうとって、あながち不当とはいえぬであろう。

5 おわりに

ラント平和とフェーメとの関係のありようをみるため、その関係がほぼ初めて文書に表明された皇帝カール四世の「平和法」の授与 (1371) の事例を中心に、前後の時代の諸侯ら・都市のラント平和同盟をみてきた。全体として1365年の同盟から1376年に到る時期である。1371年「法」の骨格を作っていたのは、フライゲリヒト (フェーメ裁判) のしくみと手続きである。「法」の違背者は「アハトとフェーメ」(achte, veme) に処されるのは、そうした裁判においてである。ところが、この文言は1371年以前はもとより、皇帝晩年期1372年から1376年の平和

同盟関係文書に存しなかった。

他方1372年から1374年にかけて3つの同盟文書は明白に皇帝の「法」にふれていた。また1376年の平和同盟文書も内容上皇帝の平和法と全く無縁とはいえず。1380年代に入っても当面事情は変わらぬ。息子ヴェンツェル（1376年ローマ王）発給の1382年の2文書⁽¹⁴⁸⁾、1384年の1文書⁽¹⁴⁹⁾、また1386年の2文書⁽¹⁵⁰⁾は、ヴェストファーレンの外の諸侯に1371年「法」に加わるよう求め、「法」証書自体を文書の中に文字どおり織り込んでいたほどである。

多少先走ってしまったが、時代を戻す前に、先走ったついでに、次のことを指摘し、本稿をまとめたい。1386年の11月23日頃作成とみられる書付がある。シュヴァーベン、フランケン、ラインの都市同盟に関係する。都市出自（ウルムからシュパイア宛てか）のものとみられる。書付冒頭に、次の文言がある。「若干の諸侯と貴族らが、フェーメと称ばれるラント平和（einen lantfridden, gnd der faim）を定めたことを、知るべし。」⁽¹⁵¹⁾ 書付の全体的調子は、フェーメに警戒をよせるものである。とりわけ15世紀に入ってフェーメが隆盛するに従い出現する、南ドイツを中心とした対フェーメ防御の先駆けをなすものといってよい。とまれ、フェーメとラント平和の親近性⁽¹⁵²⁾を物語る貴重な証言である。似たような親近性を示すものは、すでに14世紀中葉（1356）にメクレンブルクにみえる。「ひとはランデスヘルらのフェーメとラント平和を掻^かい潜り（infra veme et lantvrede dominorum terrarum）」都市を略奪に及ぶ、と⁽¹⁵³⁾。

さて先の都市側の証言は、どこに由来するものなのだろうか。カール四世「法」をヴェストファーレンの外に広げるヴェンツェル王の諸文書からくるものか、それとも、1372年から1376年にかけて結成された諸侯ら・都市の平和同盟文書に遡るものか。否、文書なんかでなくフェーメ裁判の実務によっているのであろうか。むろんここではこれに立ち入る余裕はない。ただ、推測するに、実務のありようこそが、フェーメとラント平和に親近性をもたせる上で、ものをいっていたと考えることはできないか。ではこの場合、実務のありようとはなんであろうか。ラント破壊の容疑者を、フェーメの手続きの下におく、ということである。しかも、これにはすでに相当経験が積み重ねられていたとみうけられる。

ただここで注意したいのは、しくみ（システム）の問題と役割のそれとを混同せぬことだ。平和破壊者をフェーメの手続きの下におくからといって、このことによってフェーメ裁判がラント平和裁判へと変わるわけではない。クレッシェルやヤンセンが次のようにのべるのは、疑問におもわれる。カール四世は1371年ヴェストファーレン・ラント平和令によって、国王バンの下フライゲリヒトをラント平和裁判所へと「据えつけた」あるいは「宣告した」と⁽¹⁵⁴⁾。カール四世は「法」の授与にあたりそう考えていたのであろうか。そうではなからう。「法」証書がのべる中心の訴訟はフェーメ裁判であり⁽¹⁵⁵⁾、しかもこれにラント平和裁判の役割を担わせることを考えていた。これに反し、フェーメ裁判をラント平和裁判へと転換させる、といったことではない⁽¹⁵⁶⁾。ただ、こうした任務・役割を担うことで〈帝国裁判所〉の地位にあったフライゲリヒト（フェーメ裁判所）がその権威を高めることになる、とは考えていたであろう⁽¹⁵⁷⁾。

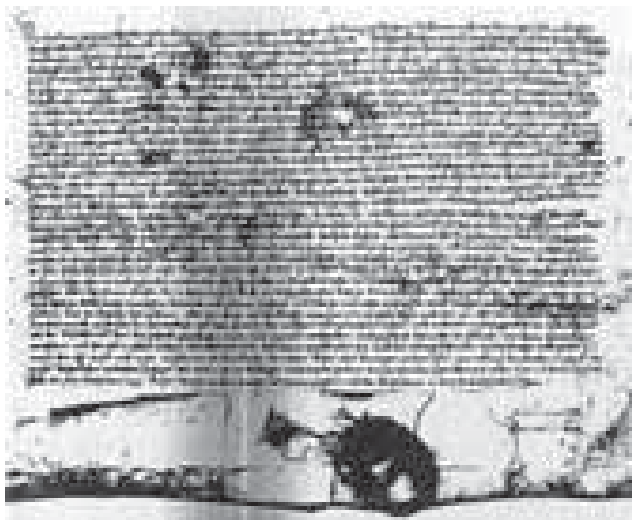
他方、ヴェストファーレンをみるに、ラント平和とフェーメを直接結び付けるごとき思考は稀薄であった、といわざるをえぬ。1372年以後の平和同盟において、ラント平和裁判は「ラントフォークト」の裁判所が中心となり、これに加え領邦権力の裁判所が担う。フライゲリヒトではない⁽¹⁵⁸⁾。これはなぜか。フェーメ裁判がラント平和裁判の地位延いては〈領邦のまとまり〉を脅かすのではないか、との危惧が諸侯らに働いていなかったか。フライゲリヒトは「帝国裁判所」でありフライグラーフには皇帝の意思が働く⁽¹⁵⁹⁾。たいし、平和裁判所は領邦君主が臨機に「アイヌク」（契約）によって構成するものだ。〈しくみ〉（または〈システム〉）として相異なる裁判所を1つに括るのは、現実をみないことにならぬか。〈フェーメ裁判（所）が、ラント平和裁判（所）に変わる〉と考えるのは、各各の裁判・裁判所の性質を却って見失わせてしまわないか。今後も考察を続けねばならぬが、ここで一点、当時日常的な現象にあった〈裁判拒絶〉の件に関わらせ、各裁判の〈現場〉の一ありようを示せばこうなる。一方では、領邦君主や都市の裁判において裁判拒絶を蒙る当事者はフェーメ裁判に訴え出、他方では、平和裁判において裁判拒絶に遭う原告は領邦君主・都市の裁判に訴えを起こす⁽¹⁶⁰⁾。こうして、フェーメ、平和裁判に各各期待されている役割は、向きが逆

論 説

になることがあった。

ただ繰り返せば、2つの〈現場〉を近づけるのに媒介となっていたものがあったのは、充分考えられることだ。それは〈ラント平和破壊者〉とその支援者とをいかにして訴訟手続きの俎上に載せるか⁽¹⁶¹⁾という、時代の要請にあった。

かの都市出自の書付のときから4ヶ月後1387年3月10日（ヴェルツブルク）ローマ王ヴェンツェルは、亡き父帝の「法」証書を撤回する⁽¹⁶²⁾。カール四世「平和法」は、こうして或る意味数奇な運命をたどることになる。



[カール四世「平和法」証書（1371年）]

[ヴェストファーレン・ラント
平和同盟証書（1372年）]



(Fricke, Eberhard, Die westfälische Veme im Bild, Münster 2002, S. 39 による。)

注

- (1) 拙稿「フェーメ裁判の初期史をめぐって(2)」『熊本法学』144 (2018) 90頁 (注147 [1257年])。なおフェーメ裁判における民事訴訟の衰退について拙訳「テオドール・リンドナー『フェーメ』序説」『熊本法学』50 (1986) 157頁参照。なお後注(93)本文も参照。
- (2) Meister, Aloys, *Deutsche Verfassungsgeschichte von den Anfängen bis ins 15. Jahrhundert*, 3.Aufl., Leipzig/Berlin 1922, 187 Anm.7; Schröder, Richard/Künßberg, Eberhard Frh. v., *Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte*, 7.Aufl., Berlin/Leipzig 1932, 626 („im Sinne von „Strafe““); Conrad, Hermann, *Deutsche Rechtsgeschichte Bd.1*, 2.Aufl., Karlsruhe 1962, 377 („veme=Strafe“); Schmidt, Eberhard, *Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege*, 3.Aufl., Göttingen 1965, 84; Kaspers, Heinrich, *Vom Sachsenspiegel zum Code Napoléon*, 4.Aufl., Köln 1978, 138 („von veme = „Strafe““); Erdmann, Willi K., *Gerichtbarkeit in Arnberg*, in: *750 Jahre Arnberg. Zur Geschichte der Stadt und ihrer Bürger*, Arnberg 1989, 402 ([Veme=Strafe]). たいし Stüve [129] 112 („erst seit dem 14. Jahrhundert“).
- (3) D. Preuß/A. Falkmann (Hg.), *Lippische Regesten 2*, Lemgo/Detmold 1863, p.340 f., Nr.1219; Böhmer, J.F./ Huber, A. (Hg.), *Regesta Imperii 8 Nr.5007*; *Dortmunder Urkundenbuch (= DUB)*, bearb. v. Rübel, Karl/ Roese, Eduard, Bd.1, Dortmund 1881 Nr.869; *Die Regesten der Erzbischöfe von Köln im Mittelalter 8*, bearb.v.Andernach, Norbert, Düsseldorf 1981, Nr.320.
- (4) Knothe, Hermann, *Urkundliche Grundlagen zu einer Rechtsgeschichte der Oberlausitz von ältester Zeit bis Mitte des 16.Jahrhunderts*, in: *Neues Lausitzisches Magazin 53*, 1877, 165 („eine Stammesburg“).
- (5) Engel, Josef (Hg.), *Grosser Historischer Weltatlas, II München 1970*, 114-115 (a). cf.Schlesinger, Walter (Hg.), *Sachsen (Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands 8)*, Stuttgart 1965, 21 (Bautzen: provincia Budissin).
- (6) Gaupp, Ernst Theodor, *Von Fehmgerichten mit besonderer Rücksicht auf Schlesien*, Breslau 1857, 8 f.; Franke, Gerhard, *Das Oberlausitzer Femgericht*, Leipzig 1937, 16 f. (フェーメの成立は1346-1355年と推測)。
- (7) Rauter, Friedrich, *Karls IV. Beziehungen zu Westfalen*, Diss. Halle-Wittenberg 1913, 46 (Anm.1: „das westfälische Landfriedensgesetz“); Angermeier, Heinz, *Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter*, München 1966, 229 (Anm.352: ein besonderes Landfriedensrecht); Fricke, Eberhard, *Die westfälische*

- Veme im Bild, Münster 2002, 25 u.67 („Westfälischen Landfrieden“).
- (8) Bock, Ernst, Der Kampf um die Landfriedenshoheit in Westfalen und die Freigerichte bis zum Ausgang des 14.Jahrhunderts, in: Zeitschrift d. Savigny-Stiftung f. Rechtsgeschichte Germ. Abt. (= ZRG G. A.) 48, 1928, 410 (Anm.1).
- (9) Buschmann, Arno, Landfrieede und Landfriedensordnung im Hoch-und Spätmittelalter, in: Buschmann, Arno/Wadle, Elmar (Hg.), Landfrieden. Anspruch und Wirklichkeit, Paderborn 2002, 100 (Anm.13).
- (10) 後注 (67)。Walter, Ferdinand, Deutsche Rechtsgeschichte, 2.Aufl., 2.Bd., Bonn 1857, 293 Anm.4 およびHanisch [45] 250 (Anm.14: 後注 [148] RTA Bd.1. Nr.296), 250 Anm.16 にテキスト掲載。cf.Fricke, Eberhard, Freistühle und Veme (Feme), in: Seibt, Ferdinand (Hg.), Vergessene Zeiten. Mittelalter im Ruhrgebiet, vol.2, 1990, 207 („der Kernsatz“).
- (11) Mendthal, H., Die Städtebünde und Landfrieden in Westfalen bis zum Jahre 1371, Diss. Königsberg 1879, 2 („zweite Periode“). なおもう 1 点、支配者 (皇帝・国王) が関わっているという意味でも、新しい時代の様相を帯びる。
- (12) Kopp, Carl Philipp, Ueber der heimlichen Gerichte in Westphalen, Göttingen 1794, 77 f.
- (13) Wigand, Paul, Das Fehmgericht Westfalens, 2.Aufl., Halle 1893, 379 (Anm.38) (1. Aufl., Hamm 1825, 490).
- (14) Wurm, Johann, Peter, Veme, Landfrieede und westfälische Herzogswürde in der 2. Hälfte des 14.Jahrhunderts, in: Westfälische Zeitschrift 141, 1991, 57 ff.
- (15) Schubert, Ernst, Die Landfrieden als interterritoriale Gestaltung, in: Buschmann [9] 144 (Anm.147) f.
- (16) Lindner, Theodor, Die Veme, Neue Ausgabe, Paderborn 1896, 442. 本書はW. ヤンセンの序文 (Janssen, Wilhelm, Einleitung zur Neuauflage p.5-12) を載せ『フェーメ (Die Feme)』の表題で復刻された (Paderborn 1989)。
- (17) cf.Usener [157] 7 („peinlichen Gerichtsbarkeit“); Schwerin, Claudius Freiherr v. /Thieme, Hans, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, Berlin/ München 1950, 181 (Anm.4 [veme=Strafe]); Planitz, Hans/Eckhardt, Karl August, Deutsche Rechtsgeschichte,3. Aufl., Graz/Köln 1971, 179 (veme=Strafe). 用語法について拙稿 [37] 46 (「用語法」) 参照。
- (18) Pfeiffer, Gerhard, Die Bündnis-und Landfriedenspolitik der Territorien zwischen Weser und Rhein, in: Aubin, Hermann/Petri, Franz (Hg.), Der Raum Westfalen

- II, 1, Münster 1955, 95 (Anm.218).
- (19) 拙稿 [1] 98頁 (注169, 170) 参照。
- (20) Terharn, Christoph, Die Herforder Fehden im späten Mittelalter, Berlin 1994, 138 (Anm.661, 662), 140 („Kapitel 15 der Goldenen Bulle“)によれば、同盟禁止は1158年 (フリードリヒ一世帝) 以来の伝統であったが、例外が生じた。
- (21) DUB 1 Nr.794 (1365). cf.Mendthal [11] 47 ff.; Jansen, Max, Die Herzogsgewalt der Erzbischöfe von Köln in Westfalen seit dem Jahre 1180 bis zum Ausgange des 14.Jahrhunderts, München 1895, 113 f. および Grauert, Hermann, Die Herzogsgewalt in Westfalen seit dem Sturze Heinrich's des Löwen, 1.Teil, Paderborn 1877, 151 f.; Angermeier [7] 229 (Anm.350); Wurm [14] 54 („Einflusses des Grafen von der Mark“); Kossmann-Putto, Johanna, Het heimelijk gerecht, Amsterdam1993, 23 („de aartsbisschop te beletten“)を参照。
- (22) DUB 1 Nr.634 (1348), 699 (1352). Tewes, Ludger, Zu Teilnehmerkreis und Urkunde des westfälischen Landfriedens vom 31. Oktober 1358, in: Soester Zeitschrift 94, 1982, 16-19 (1358).
- (23) MG Const. 5 Nr.520 (1348 Febr. 8).
- (24) Schroeder, Chronik des Bistums und der Stadt Minden, Minden i.W., 1886, 282 (Anm.2) (1369).
- (25) 1371年以前オスナブリュック司教がケルン大司教、ミュンスター司教らと共に平和同盟に名を連ねたのは1319年 (11月5日)・1338年 (1月8日)に止まる。cf.Tewes, Ludger, Westfälische Landfrieden im 14.Jahrhundert, in: Blätter f.deutsche Landesgeschichte 121, 1985, 170 (Anm.7), 171 (Anm.8); Mendthal [11] p.57 (no.18), p.57 f. (no.22).
- (26) cf.Angermeier [7] 226 („durch das Königtum dort keine Einungen aufgerichtet“).
- (27) すなわちゲライト (Geleit) である。cf. Wurm [14] 52 („freies Geleit für Angeklagte auf dem Weg zum Gericht“).
- (28) これは1371年 (11月14日 [フランクフルト]) マインツ大司教肝煎りのヴェッテラウ・ラント平和に設けられた。Altmann, Wilhelm/Bernheim, Ernst (Hg.), Ausgewählte Urkunden zur Erläuterung der Verfassungsgeschichte Deutschlands im Mittelalter, 2.Aufl., Berlin 1895 Nr.106 ([1]: zu dem vorgenannten friede ein heubtman).
- (29) Stercken, Martina, Königtum und Territorialgewalten in den rhein-maasländischen Landfrieden des 14.Jahrhunderts, Köln/Wien, 88-122.

- (30) DUB 1 Nr.794 (1365): [a] Were ock dat ienighe schelinge ofte twyunge up stonden tusschen lûden, de under eynen heren beseten weren, de sal de here scheden na al syner macht, [b] kan he des nicht gedoin, dat sal he ofte we den vrede van syner weghene waret, vor den lantvrede brengen, so sal de lantvrede den heren helpen, de undersetenen to rechte dwingen.
- (31) DUB 1 Nr.794 (1365): [c] Ock wonede de ene in eynes heren lande unde de andere in eynes anderen heren lande, so sal de kleger eisschen van den amptmanne ofte van den richtere, dar de ander undersittet, dat he eme richte na rechte unde na lope des landes [d] unde eynes iûweliken heren unde der stede amptlûde solen geloven, sekeren unde sweren to den heiligen, dat se allen klegere richten solen na rechte und na lope des landes na erre macht sunder argelist bynnen achte dagen na dat sie versoicht werdent dar umme. cf.Fischer [78] 73 (Art.3, Art.4).
- (32) 両証書について前注 (25) 参照。刊本の所在については MG Const. 8 Nr.522 注記を参照されたい。
- (33) Stercken [29] 89 ff., 110-119. ゲライト (前注 [27]) に関しては p.111 („Geleit zum Landfriedensgericht“) 参照。
- (34) cf.Terharn [20] 144 („Mit der Formel *in mine oft in rechte*) f.; Stercken [29] 112 (Anm.358).
- (35) Tewes [22] p.16 no.6 (1358): en dede dey amptman efte des richtere des nicht, wolde dey clegher dat beclagen vor dem lantvrede, dat sold men richten over den amptman und den richtere na vredes rechte und dat sal gheschein binnen achte daghen. なお残念なことに、比較的注目すべき本条に Wurm [14] 50, 52 はふれていない。
- (36) 両者は同盟を結んだことがある。その同盟証書 DUB 1 Nr.781 (1364 Febr. 28) には、フェーデ通告後その実行に到るまでに 8 日間の猶予を置くべし、とあって (p.572 [2])、このことは両者に争いがあつたことを物語っているであろう。
- (37) 拙稿「フェーメ裁判の初期史をめぐって(1)」『熊本法学』143 (2018) 63頁 (注110a) 参照。
- (38) cf.Lindner [16] 536 (Anm.1 u. 2). またザクセンシュピーゲル (ラント法) 3・87・3 および 3・87・4 を参照。
- (39) cf.Erdmann [2] 403 („die säumigen städtischen oder landesherrlichen Richte [r]“).

- (40) DUB 1 Nr.794 (1365): Vortmer eyn iūwelich here und stad vorgescr. solen twe setten unde stedes sittende hebben, de wyle desse vrede waret, de sweren solen dessen vrede to richtene unde den selven vrede to hūdene unde to warene na vredes rechte, also desse brief inne helt.
- (41) cf.Hanisch [45] 252 (Anm.23: „bei Rechtsverweigerung durch die Landfriedensbehörde“).
- (42) [1] Seibertz, Joh. Suibert, Urkundenbuch zur Landes-und Rechtsgeschichte des Herzogthums Westfalen, 2, Arnsberg 1843, Nr.823 (comitatibus que in vulgari freygraischafft nuncupantur); Andernach [3] Nr.316. また [2] Seibertz, J.S., Der Ober=Freisthul zu Arnsberg, in: Zeitschrift f.vaterländische Geschichte und Alterthumskunde (= ZVG), 17, 1856, 135 (Anm.17).
- (43) Seibertz [42] [1] Nr.793 (1368 Aug. 25: jurisdictionibus liberis, dictis frygedinge [p.517]). cf.Lindner [16] 106 (1368). なお本文以下について de Lacroix, Karl Féaux, Geschichte Arnsbergs, Arnsberg 1895 (Ndr.1971), 55 ff. を参照。また Rauter [7] 43 (Anm.4) も参照。
- (44) 以上について Seibertz, J.S., Zur Topograhie der Freigrafschaften, in: ZVG 28, 79 („Hauptfreistuhl“ ff.; Lindner [16] 105 (Anm.1); Seibertz [42] [2] 132 („eine Art Appellationshof“).
- (45) MG Const. 6-2, 1999, Nr.241. cf.Wigand [13] 143 (Anm.28); Lindner [16] 192, 312 (Anm.2); Naendrup-Reimann, Johanna, Karl IV. und die westfälischen Femegerichte, in: Blätter f. deutsche Landesgeschichte, 114, 1978, 295 f. (Anm.42), 306 (Anm.128); Hanisch, Wilhelm, Anmerkungen zu neueren Ansichten über die Feme, in: ZRG G.A.102, 1985, 249 (Anm.13: zu März 3).
- (46) MG Const. 6-2 [45] Nr.241: ein vri hertzochdom in dem stifte tzo Minden und ein vri gherichte dar inne tzo sitzende under koniges banne nah veme rehte, als in dem lande tzo Westfalen recht is...
- (47) Lünig, Johann Christian, Das Teutsche Reichsarchiv 17 (1710): Anhang zu denen Hochstiftern p.117 Nr.30: duas liberas sedes, quae proprie et vulgariter Vemeding nuncupantur... cf.Böhmer/Huber [3] Nr.1753; Lindner [16] 192 (Anm.8).
- (48) Lindner [16] 150, 312: 1349 (que vulgo frigeding et femeding nominari sunt solita), 1353 (vriedinck und veymdinge zu sitzen). cf.Böhmer/Huber [3] Nr.842 (1349), 1656 (1353). また後者について Naendrup-Reimann [45] 297 (Anm.61).

- (49) Fricke [7] p.39 Nr.21: Stadtarchiv Soest, Abt.A Nr.34. これを取める刊本は Seibertz [42] [1] Nr.824.
- (50) cf.Lindner [16] 443 („ad mandatum domini cesaris Henricus de Elbingo“). また Lindner, Theodor, Das Urkundenwesen Karls IV. und seine Nachfolger (1346-1437), Stuttgart 1882, p.24 Nr.49.
- (51) 以下については DUB 2 Nr.3 や Andernach [3] Nr.320 の注記を参照。また Lindner [16] 443 mit Anm.1.
- (52) 本P版の刊本として Ioan. Petri de Lvdewig, Reliquiae Manuscriptorvm ominis aevi diplomatvm ac Monvmentorvm ineditorvm adhvc, Tomo X, 1733, Nr.42 (p.239-243) および Wigand [13] 2.Aufl., p.186 Nr.13.
- (53) DUB 2 (1890) Nr.3. また Hanisch [45] 249 f. (テキストの一部). なおテキスト関係およびその多少詳しい梗概は Thudichum, Friedrich, Femgericht und Inquisition, Gießen 1889, 37 (Anm.3) -39; Geisberg [81] 84-85 (Anm.62) 参照。
- (54) DUB 2 Nr.3 (1371): berichtet und unterweiset sint, in wie grossen unfride das land zu Westpfalen sey, also daz sich dar ubel kein man durch unfrides willen behalden und generen kan.
- (55) 当時オスナブリュック司教はメルヒオル (Melchior [バルタザールの兄弟]) だが (Lindner [16] 442 [Anm.1]) 証書の記載に従った。なお都市の名は一切ないが Kossmann-Putto [21] 23 („een aantal steden“) は、どうしたわけか都市も加わったという。
- (56) cf.Rauter [7] 44 (Anm.2, 3), 45 (Anm.1). また Stüve [57] 246 („in die Fehden“) f.
- (57) cf.Stüve, C., Geschichte des Hochstifts Osnabrück bis zum Jahre 1508, Jena/Osnabrück 1853, 235 („unzählige Fehden“) f. また Essellen, M.F., Geschichte der Grafschaft Tecklenburg, Schwerte a.d.Ruhr 1877, 69 („in einer Fehde“).
- (58) cf.Hanisch [45] 254 („der Kölner „nur“ Bischof“); Wurm [14] 55 („ausgehöhlt“); Schubert [12] 144 (Anm.146); Taguchi, Masaki, Königliche Gerichtsbarkeit und regionale Konfliktbeilegung im deutschen Spätmittelalter: Die Regierungszeit Ludwigs des Bayern (1314-1347), Berlin 2017, 297 („eine herzogsgleiche Gewalt“).
- (59) cf.Bock [8] 400 („Gegensatz zu Bischof Ludwig von Münster“).
- (60) 拙稿「フェーデ通告状と〈名誉保持告知状〉(3)」『熊本法学』141 (2017) 57 頁 (注141) 以下参照。

(61) DUB 2 Nr.3 (1371): Darumb so haben wir durch got umb woldat und ouch umb ehaffte nutz und not des vorgehen. landes dem vorgehen. Friderich, Florentze Heinrich, Balthazar und Engelbrecht empfolhen yn und allen iren nochkomen und des vorgehen. Engelbrechts erven, grafen zu der Marke und demselben herzogtum und lande ewilichen vor eyn recht gegeben, (62): also daz nach datam ditz briefes alle kirchen, alle kirchhofe, alle hausleute und aller ir leib und gut darauffe sicher und fridlich wesen sullen. (63): so sal die pflug mit den pferden und mit tzweien leuten, dye den bewarent, die weil sie den acker pawent und ackernt, veylich und sicher seyn. Ouch sullen alle wilde pferde veylich sin. (64) so sollen alle kaufleute, pylgereyn und geistliche loute in leib und gut sicher sein uff der strazzen fur unrechter gewalt. (65): Wer aber sache, das dheyn oder ymand anders fruntschaft oder gesellschaft mit eym andern gehabt hette, und des seine ere bewaren wolte und sein feynt sein wolte, daz sol er ym kunt tun und bewaren bis uff den dritten tag beforen, ee her yn angreyffe oder schaden tue on alle argelist mit behaltnizze des reichs und der herren herlicheit und rechts. (66): Wer ouch sache, daz diese vorgeschrieben herren zu disem rechte ymand duchte gud und nutze sein von herren und von steten, die bey yn effe umme sey gesezzen were, die mugen sie zu yn nemen und lazzen sie das recht ouch mit lüben und mit sweren in aller der masse und weise, als dieser brief inne haldet und begriffen hat. (67): Wer aber sache, daz ymand also ubel tette, der dis recht zubreche, die odir den sal man zu stunt mit der tat in des reichs und des landes, do das geschicht, achte, veme tun und ouch rechtloz und von allen rechten überwunnen sein, beyd heymlichs und offenlichs, (68): und den mag man freylich angreyffen in allen stetten und strazzen und der oder die sollen nyndert sicher und fridlich sein und dem oder den sal allermeniclich helffen die dabey ist, ob er dortzu geheischet wirdet bey des reichs oder kuniges banne. (69): Hette der ouch lehen oder gut von heren oder von ymanden, das sal vorfallen sein den genen, von den sie daz zu lehen oder sust inne han. (70): Were ouch sache, das den odir die ymant mit vorsatzze oder mit kuntschaft hausede, hoffede oder dheyner hande furdernuzze tette, die oder der sullen ouch in allen rechten überwunnen sein, als der hanttedige man. (71): Ouch so gebiten wir allen fursten, geistlichen ind werntlichen herren und allen freyen steden, grafen, die freygrafscheffte haben von uns als von dem reiche in dem vorgehen. lande zu Westpfalen und allen frien schepfen, rittern, knechten und stette, wer sache, das

dis recht und unser keiserliche setzzunge ymand, in welchen werdem und eren wer der were, ubergriffe, das man den sal hangen, und gerichte oder vorteidingte den ymant, der oder die sullen in demselben rechte vorwunnen sein als der hanttedige man. (72): Ouch so willen wir und gebieten allen den freyen grafen, die in dem vorgen. lande zu Westpfalen sint, das sie keine schepfen machen sulen, sie befelen yn das uff ire eyde, das sie das recht treulichen bewaren und zweren zuforen und das sie mit rechte schepfen werden mugen und dartzu gekorn sein von geburt. この〈dartzu gekorn sein von geburt〉は他の刊本(前注 [52])に従い〈dartzu geborn sein, fry von geburt〉と解した。(73): Wer ouch sache, das eyn herre eder eyn stat mit herkrafft uztzogen oder zu felde legen (74): und von yn oder von den iren dit recht vorbrochen wurde on fursatz, die hanttadige sal das bynnen den nechsten viertzenachten richten und widertun unvortzogenlich an eyde also vil, als der behalden wil, dem die schade geschehen were mit tzweyn nachgeborn, und geschehe des nicht, so sal man mit deme hanttedigen vortfaren, und her sal in allen rechten vorwunnen sein, als darvor geschriben stet (75): und die obengeschriben verleyhunge und gnade sal weren bis uff unser und unser nochkomen an dem reiche Romischer keiser oder kunigen widerruffen.

- (76) カール四世文書の用語例として Troß, Ludwig (Hg.), Sammlung merkwürdiger Urkunden für Geschichte des Femgerichts, Hamm 1826, Nr.4 p.7 (1361: geben und empfehlen) および DUB 1 p.525 Nr.746 (1360: gebieten) 参照。
- (77) cf.Hanisch [45] 250 („Rahmengesetze“).
- (78) Fischer, Ernst, Die Landfriedensverfassung unter Karl IV., Diss.Göttingen1883, Beilagen p.116 f., Nr.3 (1371). 「一般ラント平和」定立の点ではヴェッテラウ平和令も同じ(前注 [28]: eins gemeinen friede in der Wetireube)。
- (79) この点は次の研究にかすかに示唆されている。cf.Vielau, Hermann, Beiträge zur Geschichte der Landfrieden Karls IV. – Die Fränkischen und Mittelrheinischen Landfrieden, Halle 1877, 20 („dies „Recht“““).
- (80) Werneke, B., Die westfälischen Fehmgerichte, Soest 1861, 30 は「安全保障状(Sicherheitsbrief)」と称ぶほど。
- (81) 以下リンドナーの所論は Lindner [16] 340, 341 (Anm.5) 参照。ヴェーザー、ライン間について Geisberg, H., Die Fehme, in: ZVG 19, 1858, 38 (Anm.7); Brode, Reinhold, Freigrafschaft und Vehme, in: Historische Aufsätze dem Andenken an Georg Waitz gewidmet, Hannover 1886 (Ndr.1996) 386

- („Dominikaner Heinrich von Herford“).
- (82) なお Engel [5] では「ヴェストファーレン大公領」はマルク伯領とパーダーボルン司教領の間に位置する。
- (83) Wurm [14] 59. また Schubert [15] 145 (Anm.155) も同様。ただし同一視されたことの評価は、ヴルムとシューベルトとで違っている。
- (84) Janssen, Wilhelm, Die Erzbischöfe von Köln und ihr Land 《 Westfalen im Spätmittelalter, in: Westfalen. Hefte f. Geschichte Kunst und Volkskunde, 58, 1980, 88 (Anm.55).
- (85) 北嶋繁雄『中世盛期ドイツの政治と思想 初期シュタウファー朝時代の研究』(梓出版社・2001) 232頁。
- (86) カルレン (拙訳)「巡礼と法」『熊本法学』81 (1994) 152頁以下。なお組織的巡礼の始まりについて Schmutge, Ludwig, Die Anfänge des organischen Pilgerverkehrs im Mittelalter, in: Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken 64, 1984, 79 („Massenbewegung“) f.
- (87) 「社会体制」「反社会」の言葉は、養老孟司『身体の文学史』(新潮文庫・1997) 14頁による。
- (88) cf. Winkelmann, Eduard (Hg.), Acta Imperii Inedita Seculi XIII. et XIV., Innsbruck 1885, Nr.930 (1372): der lande schedeliche leute suchen wolte und die strazze schirmen und friden…
- (89) ヴェッテラウ平和令 (前注 [28]) について: wider alle untedige schedeliche lute…
- (90) 拙稿「平和形成としての紛争」『熊本法学』113 (2008) 50頁 (注128) および68頁参照。
- (91) Angermeier [7] 230 („Treuga des alten Gottesfriedens“); Hanisch, Wilhelm, Staat oder Reich, in: Seibt, Ferdinand (Hg.), Kaiser Karl IV. Staatsmann und Mäzen, München 1978, 38 (Anm.136); Wurm [14] 58 („der Treuga“).
- (92) Schild, Wolfgang, Alte Gerichtsbarkeit, München 1980, 108 Nr.212 (15世紀)の図画参照 (農民2人・家畜2頭・鋤)。
- (93) Hömberg, Albert K., Die Entstehung der westfälischen Freigrafschaften, Münster 1953, 36, 39.
- (94) Usener [157] 3 („Vollstrecker“); Meyer, Hugo, Das Strafverfahren gegen Abwesende, Berlin 1869, 88 („zur Vollstreckung ihrer Urtheile“), 90; Meister [2] 189 (Anm.2: さらにフライシェツフェンは告訴・告発の任にも携わる)。
- (95) DUB 1 Nr.745 (1360: cum libero banno ad dominium Tremoniense pertinente ut

- vrygravium infeodare), 746 (zu emen frien graven mit rechter wizze), 749 (prout ius bonorum mere proprioum exigit) 参照。
- (96) この、公開、非公開の (heymlichs und offenlichs) 裁判所 (前注 [67]) についていえば、公開とは、ランダスヘルや都市の正規の裁判所、これにたいし非公開はフライゲリヒト、と捉える所論 (Henn [128] 12 [Anm.11]) もある。
- (97) リンドナーも、1371年平和法を、刑事裁判としてのフェーメとの関連でみていた (Lindner [16] 531)。
- (98) Hömberg [99] 167 („ein ähnliches Schnellverfahren“) はフェーメ裁判に〈現行犯手続き〉を余りにも重くみる。
- (99) Wittrup, Aloys, Rechts-und Verfassungsgeschichte der kurkölnischen Stadt Rheinberg, Rheinberg 1914: Urkunden und Akten p.14 ff., Nr.15: ius seu iudicium secretum quod dicitur Veme in partibus istis citra Rhenum… また Hömberg, Albert K., Die Veme in ihrer zeitlichen und räumlichen Entwicklung, in: Der Raum Westfalen Bd.2 Teil 1, Münster 1955, 167 mit Anm.104; Wurm [14] 33 (Anm.28).
- (100) Urkundenbuch der Stadt Magdeburg, 1, bearb.v.Hertel, Gustav, Halle 1892 (Ndr.1975), Nr.332 (1329: vemeding): umme rof, umme mort, umme verretmisse oder umme brant oder umme düve….
- (101) DUB Nr.216 (1389). ここでは14名の者らが「フェーメ裁判に (op dem vryen stoele)」付された (判決内容は不詳)。
- (102) Rape, R. /Sandow, E., Urkundenbuch der Stadt Herford, 1, Herford 1968, Nr.118 (1391): Henneke van tho jare gewonnen zy, also des stoles recht ys, unde hebbe ene darmyt rechte en af gewonnen. cf.Lindner [16] 597 (Anm.6).
- (103) Luise von Winterfeld, Geschichte der freien Reichs-und Hansestadt Doermund, 6. Aufl., Dortmund 1977, 98 („nur etwa 10 Fälle [1400-1450] “). また Janssen, Wilhelm, A.K.Hömbergs Deutung von Ursprung und Entwicklung der Veme in Westfalen, in: Der Raum Westfalen, Bd.6 Teil 1, Münster 1989, 213 (Anm.96); Fricke [10] 208 (Anm.10); Kroeschell, Karl, Deutsche Rechtsgeschichte, 2, 9. Aufl., Köln/Weimar/Wien 2008, 179 („nur selten“) 参照。
- (104) Künßberg, Eberhard Frhr.v., Feme, in: Handwörterbuch der Rechtswissenschaften, 2, Berlin/Leipzig 1927, 398.
- (105) Thudichum [53] 41, 42 („das Verfemen und Hängen“). cf.Meyer [94] 89 („die Acht oder Vervehmung“).
- (106) DUB 2 Nr.216 (1389: uth erme rechte gedan und vervymet). また後注 (151)

- 書付 ([1386: so virfaimd man in])。
- (107) Heimpel, Hermann, Deutschland im späteren Mittelalter, in: Handbuch der deutschen Geschichte (hg.v.Leo Just), Konstanz 1957, 5.Abschnitt, 106 („über die Vorstellung von „vervemen““).
- (108) Künßberg, Eberhard Frhr.v., Acht. Eine Studie zur älteren deutschen Rechtssprache, Weimar 1910, 43 (Anm.7).
- (109) Wigand [13] 336. cf.Siuts, Hinrich, Bann und Acht und ihre Grundlagen im Totenglauben, Berlin 1959, 128, 17.
- (110) His, Rudolf, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, 1, Weimar 1920 (Ndr. 1964), 475 (Anm.6).
- (111) 「帝国のアハト」であれ「ラントのアハト」であれ、ラント平和破壊者に科せられる刑罰としてあらわれた事例として His [110] 413 (Anm.7: in des h. riches achte [1438]) および 414 (Anm.1: in der achte des landes [1316]) を参照。
- (112) 原告の〈自分とも7による〉立証に携わる6人は「宣誓補助者」とされる (Lindner [16] 592 [Anm.1])。
- (113) Teuerkauf, Gerhard, Die Feme, in: Michael, Fritz (Hg.), Westfalen. Bilder und Berichte aus seiner Geschichte, Dortmund 1967, 85 (links).
- (114) Lechner, Johannes, Die Reichsacht, in: Histor. Vierteljahrschr., 17, 1914/15, 515 („gegen Landfriedensbrecher“).
- (115) Scherer, Carl Wilhelm, Die westfälischen Femgerichte und die Eidgenossenschaft, Aarau 1941, 21 (Anm.12).
- (116) Wurm [14] 59 („mit diesem Friedensrecht“).
- (117) Pagel, Karl, Die Feme des deutschen Mittelalters, Leipzig 1935, 32 („Zusammenarbeit und Verschmerzung“).
- (118) ドルトムント市文書館所蔵 (紙製筆写本)。DUB 2 Nr.5. cf.Lindner [16] 444 (Anm.2); Wurm [14] 62 (Anm.138).
- (119) DUB 2 Nr.5. Andernach [3] Nr.319 も同様。「草案」と「平和法」の内容比較は Bock [8] 416 (Anm.1) 参照。
- (120) Lindner [16] 446 (Anm.1); Lindner, Theodor, Geschichte des deutschen Reiches unter König Wenzel, 1, Braunschweig 1875, 301 (Anm.2), 417. cf.Bock [8] 415 (Anm.1). また Jansen [21] 117 („Um 1370“); DU Boulay, F.R.H., Law Enforcement in Medieval Germany, in: History 63, 1978, 350 („Heinrich of Paderborn“); Wurm [14] 63 (Anm.142) 参照。

- (121) Ferdinand, Franz, Cuno von Falkenstein als Erzbischof von Trier, Koadjutor und Administrator von Köln, Paderborn/Münster 1886, 69 (Anm.4). ハイน์リヒ司教の請書は、Seibertz [42] [1] Nr.813 (1370 Apr.4) を参照。
- (122) DUB 2 Nr.4. なお Bessen, Georg Joseph, Geschichte des Bisthums Paderborn, 1, Paderborn 1820, 253 („Da er 1370 als Marschall von Westphalen“) 参照。
- (123) cf. Andernach [3] Nrr.47, 51.
- (124) Lindner [16] 447 („fasste er den Plan“). cf. Bock [8] 415 (Anm.1).
- (125) Andernach [3] Nr.311. cf. Lindner [16] 447 mit Anm.1.
- (126) de Lacroix [43] 123 („durch die Vermittelung des Bischofs“); Rauter [7] 45 (Anm.4: ハイน์リヒ司教は皇帝宮廷に滞在した); Philippi, Friedrich, Die westfälische Feme, in: Neue Jahrbücher f. Wissenschaft und Jugendbildung, 1, 1925, 740 („Henrich Spiegel zum Urheber“).
- (127) Angermeier [7] 229 („auf Vorschlag des kurkölnischen Marschalls“). また Kossmann-Putto [21] 23 も同様。
- (128) Henn, Volker, „…vmb Orbar, nutticheit, Raste vnd Vrede onser und anderer stede“. Zur Bündnispolitik der westfälischen Städte im späten 14. und 15. Jahrhundert, in: Westfälische Zeitschrift 145, 1995, 11 (Anm.9).
- (129) Dürre, Hermann, Geschichte der Stadt Braunschweig im Mittelalter, Braunschweig 1861, 130 (Vehmeding); Varges, Willi, Die Gerichtsverfassung der Stadt Braunschweig bis zum Jahre 1374, Marburg 1890, 55 (Anm.5); Stüve, C., Untersuchungen über die Gogerichte in Westfalen und Niedersachsen, Jena 1870, 112 (Anm.3).
- (130) Riedel, Codex diplomaticus Brandenburgensis, I, Bd.14, 1857, p.199 Nr.29 (veyhemdink: tales malefactores).
- (131) Preuß/Folkmann [3] Nr.1219 p.341; DUB 1 Nr.869 p.650; Andernach [3] Nr.681. cf. Lindner [16] 445 (Anm.1).
- (132) この版の刊本 (本稿利用のもの) は Höhlbaum, K. (Hg.), Hansisches Urkundenbuch 4, Halle 1896, Nr.422 (1372).
- (133) この版の刊本は Haebelin, D. Franciscvs Dominicus (Hg.), Analecta Medii Aevi ad illvstranda ivra et res Germanicas, Nürnberg/Leipzig 1764, Nr.31 p.319-329; DUB 2 Nr.7 p.10-14; Seibertz [42] [1] Nr.831 p.603-605 (1372).
- (134) Fricke [7] p.39 Nr.22. なお、ヴァールブルクの印章は、新市と旧市のもの 2つ (Andernach [3] Nr.681)。
- (135) 同盟の文書には、草稿が作られていた (DUB 2 Nr.6 [1から4]). cf. Andernach

- [3] Nr.680) が、ここでは立ち入らぬ。
- (136) DUB 2 Nr.41; Andernach [3] Nr.927 (1373). cf.Jansen [21] 119 (Anm.3); Bock [8] 420 (Anm.1).
- (137) DUB 2 Nr.45 (Fahne [145] Nr.422); Andernach [3] Nr.989 (1374). cf. Thudichum [53] 42 (Anm.1); Bock [8] 422 (Anm.1).
- (138) このうち „name“ は „Pfandnahme“ を指し「担保法」に分野に属する (Schubert [15] 143 [Anm.133])。〈實力による差押え〉であり、いわゆる〈報復としての差押え〉も、これに含まれるであろう (拙稿 [37] 76 [110a] の文献参照)。
- (139) DUB 2 Nr.45 (1374): (14.) en mücht man aver des lantvoghedes nicht hebben, so sal man dat rechverdighen in des heren lande vor dem amptmanne… (139a) 前注 (74) (112) 本文。(140) (5.) Weer aver, dat dey, dey daer anspraken worde, der zesse nicht en hedde, …, so mach dey kleghere twe to seck nemen, dey den vreden ghesworen hebben, …, dat eme dey schade unde dey daet van eme ghescheyn sy, (141) (5.) unde dair mede solen dey hantdedigen verwonnen wesen unde siin iin allen rechten unde sal mit eme voirtvaren, als des keyzers breyve uytwiiset, den hey oppe den vrede ghegheven hevet. (142) この点 Wächter, Karl Georg v., Beiträge zur deutschen Geschichte, Tübingen 1845 (Ndr. 1970), 226 („bei handhafter That“) は異なる見解をとり、現行犯手続きとみる。
- (142a) cf.Bock [8] 422 („an dem Rechtfertigungsverfahren“).
- (143) Haeberlin [133] p.330 f., Nr.32; Andernach [3] Nr.994 (1374). cf.Varnhagen, Theodor Ludwig, Grundlagen der waldeckischen Landes-und Regentengeschichte, Göttingen 1825, 404 (Anm.[a]); Bock [8] 424 (Anm.1).
- (144) Höhlbaum [132] Nr.547; DUB 2 Nr.73; Andernach [3] Nr.1475 (1376). Jansen [21] 121 (Anm.1); Bock [8] 424 (Anm.2).
- (145) Fahne, Anton, Urkundenbuch der freien Reichsstadt Dortmund, 2, Köln/Bonn 1857, Nr.426 (1376) p.149 f.
- (146) Andernach [3] Nr.1475 の要録で示せば no.19 と no.20 である。
- (147) このところの筆者の理解は Andernach [3] Nr.1475 p.416 no.19 のそれとは、異なる。
- (148) 1382年7月15日 (フランクフルト): Deutsche Reichstagsakten (=RTA) Bd.1, hg.v.Weizsäcker, Julius, 2.Aufl., Göttingen 1956, Nr.197 および同年7月25日 (ニュルンベルク): RTA Bd.1, Nr.198 (cf.Hanisch [45] 250 [Anm.15]).

- (149) 1384年12月7日 (コブレンツ): RTA Bd.1, p.455 f., Nr.253.
- (150) 1386年12月13日 (プラーク): RTA Bd.1, Nr.296 (cf.Monumenta Zollerana 5, Berlin 1859, Nr.184) und Nr.297.
- (151) RTA Bd. 1, Nr.292 (1386). cf.Geisberg [81] 83 (Anm.61); DU Boulay [120] 351 („a *Landfriede* called *Faim*“), 345 (fn.1).
- (152) cf.Trier, Jost, Vater, in: ZRG G.A.65, 1947, 258: mnd. *vēme* 〈Verband〉, 〈Landfriede〉.
- (153) Meklenburgisches Urkundenbuch 5, Schwerin 1869, p.xvi: quod despoliauerunt ciuitatem Parchem infra veme et lantvrede dominorum terrarum… (1356).
- (154) Kroeschell [103] 180 (1.Aufl. [1973] 171: „die Femegerichte 1371 zu Landfriedensgerichten erklärte“); Janssen [103] 213 (Anm.92). またMitteis, Heinrich/Lieberich, Heinz, Deutsche Rechtsgeschichte, 19.Aufl., München1992, 257 („die Femgerichte als Landfriedensgerichte“) および DU Boulay [120] 350 („the Westphalian free courts became *Landfriede* courts“) も同様に考える。
- (155) ここで〈徹頭徹尾フェーメ裁判〉とはいえぬのは、次の事情による。「法」証書には「全ての裁判所において」罪を問われ、云々 (前注 [67] [70] [74]) とあった。フェーメ裁判所の他に、もしかすると領邦君主の裁判所も含むかも知れぬので。
- (156) cf.Janssen [16] 10 („niemals als eigentliche Landfriedensgerichte“).
- (157) cf.Usener, Friedrich Philipp, Die Frei-und heimlichen Gerichte Westphalens, Frankfurt (M) 1832, 3 („eine Stütze ihres Ansehens“).
- (158) cf.Kohl, Wilhelm (Bearb.), Das Bistum Münster, 7, 1: Die Diözese, Berlin/N. Y., 1999, 641 („die Kalamität“).
- (159) Voltolini, Hans v., Königsbannleihe und Blutbannleihe, in: ZRG G.A., 36, 1915, 308 („als Königsgerichte“). またJansen [21] 120 („eine Gefahr“) および Fricke [10] 208 („*potestas maietatis*“) 参照。一例だが、カール四世はゾースト市に、ルードルフ・フォン・フランベルク (Framberg) をフライグラーフに推挙していた (Troß [76] Nr.4 [1361 Nov.21])。
- (160) Wigand [13] 375 („Tagesordnung“); Naendrup-Reimann [45] 291 („im Fall Rechtsverweigerung“); Hanisch [45] 251 (Anm.23) および前注 (41) 参照。
- (161) cf.Bock [8] 416 („Friedensbrecher den Prozeß zu machen“). このように比較的抑制した考察例として: Mummenhoff, Ernst, Nürnberg im Kampf mit der Vehme, in: Mitteilungen des Vereins f. Geschichte der Stadt Nürnberg, 1, 1849, 6 („den Landfrieden in Westfalen zu schirmen“); Frensdorff, Ferdinand,

Dortmunder Statuten und Urteile, Halle 1882, Einleitung p.143; Lindner, Theodor, Deutsche Geschichte unter den Habsburgern und Luxemburgern (1273-1437), 2, Stuttgart 1893, 380 („mit Hilfe der Freischöffen“); Schnettler, Otto, Die Veme, 2.Aufl., 1933, 26 („den Freigrafen übertragen“); Gimbel, Richard, Die Reichsstadt Frankfurt am Main unter dem Einfluß der Westfälischen Gerichtsbarkeit (Feme), Frankfurt (M) 1990, 25 („auch die Freistühle… zu Wahrern der Friedensordnung“). Bock [8] 410 („die Ersetzung der Landfriedensgerichte in ihrer bisherigen Tätigkeit durch die Freigerichte“) も、平和裁判の〈活動〉をフライゲリヒトに担わせること、を指している。その〈しくみ〉自体をフェーム裁判へ移し換える趣旨の発言ではない。

(162) RTA Bd.1 Nr.298; DUB 2 Nr.181 (1387). cf.Lindner [16] 457 (Anm.2); Bock [8] 435 (Anm.3); Pfeiffer [18] 116 (Anm.491).